

水産政策審議会資源管理分科会

第98回議事録

水産政策審議会第98回資源管理分科会 議事次第

日 時：令和元年12月4日（水）13:30～17:11

場 所：石垣記念ホール（三会堂ビル9F）

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第 321 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討（令和2年漁期のさんま、まあじ及びまいわしの漁獲可能量の設定等）等について

諮問第 322 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討（令和2年漁期のくろまぐろの漁獲可能量の設定等）等について

諮問第 323 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討（平成31年漁期（第5管理期間）のくろまぐろの漁獲可能量の設定等）等について

諮問第 324 号 漁業法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令等の制定について

【審議事項】

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について

【報告事項】

- （1）指定漁業の許可及び起業の許可の状況について
- （2）漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について
- （3）水産政策の改革について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第98回資源管理分科会を開催いたします。

私は、本日の事務局を務めます管理調整課長の廣野です。どうぞよろしくお願いいたします。

いつもどおりですが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されてございますので、ご発言の際には事務局のほうでお持ちいたします。挙手いただき、それからお願いいたします。

それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。また、特別委員は15名中13名の方が出席しております。

では、次に配付資料の確認をさせていただきます。封筒2つに分かれてございまして、また大部で申しわけございません。資料1、次第がございまして、その後ろに資料一覧がございまして。別封筒は諮問事項の第324号に関する資料が一式、別の封筒になってございます。それ以外の資料は1つ目の封筒に入っております。不足等ございましたら、議事の途中でも結構ですので、申し上げいただければと思います。よろしくお願いいたします。

報道関係のカメラ撮りはここまでといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、山川分科会長、よろしくいたお願いいたします。

○山川分科会長 本日は皆様、ご多用のところお集まりくださいまして、まことにありがとうございます。よろしくご協力のほどをお願いいたします。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、諮問事項が4件、審議事項が1件、報告事項が3件でございます。非常に膨大な資料が配られているようですけれども、議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問事項第321号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討（令和2年漁期のさんま、まあじ及びまいわしの漁獲可能量の設定等）等についてです。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の岩本でございます。

資料2-1をごらんください。

本資料の別紙としまして、基本計画の変更案を新旧対照表で示してございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

元水管第1574号。令和元年12月4日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第321号）。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成30年12月12日公表。）に別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、あわせて貴審議会の意見を求める。

令和2年漁期のサンマのTAC案及び配分案の説明に移ります。

初めに、令和元年度のサンマの資源評価結果について、漁場資源課長から説明いたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の江口でございます。座って説明させていただきます。

それでは、サンマ令和元年度の資源評価結果を説明させていただきます。

右肩の資料2-2-1、サンマの写真が載っているものをごらんください。

では、1ページの下の方をごらんいただきたいと思います。

サンマ北太平洋の生物学的特性と漁場形成の模式図についてご説明いたします。

初めに、生物学的特性としては、寿命は2年、成熟は一部0歳魚で産卵をいたします。

産卵期は主に冬季です。産卵場から移動して、夏の北太平洋の索餌をいたします。北太平洋で成長しながら日本に近づいて、漁業の対象となっております。

次のページ、ご覧ください。2ページ目でございます。

上のほうは漁獲の推移についての説明でございます。1960年ごろまでは我が国の漁船のみが漁獲しておりました。以降、1990年ごろまでは日本とロシアによる漁獲が行われてきました。

1990年以降は台湾や韓国による公海の漁獲が行われるようになりまして、台湾船の漁獲の伸びが目立つ一方で、我が国の漁獲量は減少傾向にあります。

2018年の我が国の漁獲量は12万9,000トンで、全体の44万トンの3割弱となっております。

次、下のほうをごらんください。資源量及び漁獲割合の推定方法の説明でございます。

2003年から6月から7月に調査船による分布調査を行っておりまして、表層トロールを用いまして、密度面積法で資源量を推定しております。

また、漁船のC P U Eをもとに長期的な資源量の相対的推移を把握しております。

また、各国のサンマ漁獲量の合計値と調査船調査による推定資源量から、漁獲割合を算出しております。

N P F Cでは、2016年からこの結果を各国から集まったデータとともに用いて資源評価が行われています。図の丸の大きさは採集尾数で、赤は1歳魚、青はゼロ歳魚を示しております。見えにくいんですけども、この小さいバツのところは調査地点をあらわしております。

次のページお願いします。上のほうお願いいたします。これも同様に同じように示した図でございます。

上のほう、資源量の推移を示した図でございます。2003年から漸減傾向となりまして、2019年の資源量は142万トンとなっております。

下のほうをご覧ください。

これも資源量の推移の関連資料でございます。ここではサンマのC P U Eの推移を示したものでございます。標準化C P U Eの平均比の推移として示しておりまして、2008年をピークに、C P U Eは下がっております。

次のページ、4ページ目をお願いいたします。

上のほうでございますけれども、これは漁獲割合の推移を示したものでございます。

各国のサンマの漁獲量の合計値を日本の調査船による資源推定量で割ったものでございます。2003年以降、漁獲割合は増加傾向となっております。

下のほうをごらんください。

これは、N P F Cによる資源評価のポイントを示したものです。N P F CではB S S P Mという資源評価モデルを使って資源評価が行われております。

現状の資源の状態は、まず資源量はM S Yとなる水準を下回っていると。乱獲されている状況でございます。

それから、漁獲割合はM S Yとなる水準を下回っています。これは過剰漁獲は起きていない状態ということでございます。

また、資源量は2000年代中ごろ以降、継続して減少しており、2017年には1980年以降で最低となっております。2018年にはM S Yとなる水準に回復しております。

また、漁獲割合は2000年中ごろ以降、継続して増加しております。

次のページ、5ページ目をお願いいたします。

これはN P F Cによる管理方策を示したものです。

管理目標は、M S Yを維持する、または回復する管理措置を講じることとされております。また、資源の状態は先ほどご説明しましたとおり、現在の資源状況は乱獲されている。資源量がM S Yとなる水準を下回っている。それから、過剰漁獲は起きていない。漁獲割合がM S Yとなる水準を下回っているとなっております。

また、2000年中ごろ以降、資源は継続して減少して、2017年には過去最低となり、漁獲割合は2000年中ごろ以降、継続して増加しているということになっております。

また、管理措置については、2020年の全加盟国の漁獲量55万6,250トン以下として、条約水域（公海）での漁獲枠、いわゆるT A Cを33万トン以下となっております。

また、漁船数の急激な増加の禁止、それから条約水域では操業中は常時V M Sを作動させること、漁獲したサンマの投棄禁止、6月から7月まで東経170度以東の操業自粛ということとされております。

以上でございます。

○資源管理推進室長 続きますして資料2-2-2を用いまして、令和2年漁期のさんま漁獲可能量の設定及び配分欄についての案を説明させていただきます。

まず、管理の対象となる期間でございますが、従来の7月から翌年6月を次の期間から暦年に変更するというところでございます。

さんまのTAC管理につきましては、主要な漁業でございます北太平洋さんま漁業が1月から7月を禁漁期間としていたこと、またこれ以外の小型さんま漁船につきましても、7月から操業開始していたということを踏まえまして、従来は7月から翌年の6月を管理期間としてきました。近年、漁場の遠方化と、公海における外国漁船の操業の拡大に伴いまして、我が国漁船の規制を緩和しまして、平成31年の3月に禁止期間を廃止したことによりまして、操業が周年可能となっております。公海におけます操業につきましては、5月から7月に実施されている状況でございます。

また、NPFCにおきましては、本年初めての規制としまして2020年における分布域全体の漁獲上限を55万6,250トンとすることに合意し、条約水域（公海）への漁獲割当量を33万トンとすることが決定されてございます。来年の年次会合では、国別配分が検討されることとなっております。このNPFCにおける資源管理については、暦年で行っているという状況でございます。

つきましては、操業実態上も問題がなく、また国際的資源管理に対応するために必要ということで、令和2年漁期からさんまの管理期間を暦年であります1月から12月に変更したいと考えてございます。

続きまして、さんまのTACでございますが、26万4,000トンでございます。設定の考え方につきましては、枠内でございますけれども、NPFCにおける資源状況をめぐる議論等を踏まえまして、令和2年漁期については前年と等量とすることにしてございます。

配分につきましては、TACの配分シェアの見直しについてということで、第84回の水政審の資源管理分科会に提出しました資料5に従いまして、漁獲実績等について配分するということでございます。

配分シェアにつきましては、第84回の資料で算出方法について記載してございますが、具体的には平成26年から平成28年の漁獲実績に対する比率を毎年、隔年ごとに算出しまして、その3カ年の単純平均を配分の際の基本シェアとしてございます。

また、この考え方に基つきまして配分された大臣管理分、知事管理分の数量を示したものが9ページの表となっておりますが、数量を明示しない都道府県、または若干としている都道府県がございます。これについて説明しておきますと、数量を明示しない都道府県については、平成26年から平成28年までの漁獲実績がおおむね100トン未満の都道府県であったということでございます。

また、若干とする都道府県につきましては、同じく平成26年から平成28年までの漁獲実績が100トン以上あるものの、計算された配分量が平均配分量に満たない都道府県または計算された配分量の過半が定置網による都道府県ということになってございます。

事務局のほうからは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

高橋委員。

○高橋特別委員 26万4,000トンについては了解をいたしました。ただ、26万4,000トンに至る過程を伺いたいと思っております。

これまでさまざまな、この資料の中にもありますけれども、調査をやってきた。調査の結果、毎年毎年26万4,000トンなのか、どのような調査をして、どのような数値に基づいてこの数字を算出しているのか、教えていただきたいと思ひます。

もう一点なんです、スケソウの日本海系群もそうなんです、T A C 漁業種については、厳密なる、それから精密な調査をやっているということで報告を受けてまいりました。その中で、毎年T A C は変動があるわけで、サンマもことしの状況を見ると、どのような調査をしたのか、非常に不可解な部分が多い。調査の方法なり、それから調査の結果なり、調査の結果が26万4,000トンと、こういうことなんでしょうけれども、調査内容を詳しく教えていただきたいと思ひます。

また、この数量については特段異議も異論もありませんので、26万4,000トンで結構です。

○山川分科会長 では、よろしくお願ひします。

○漁場資源課長 まず、調査の方法でございますけれども、2ページのほうでご説明させていただいておりますけれども、先ほどの2ページの下段のほう、先ほどもちよっとご説明しましたけれども、この図の中の小さなバツ、こういうところで調査をいたしまして、また表層トロールで実施をいたしまして、それで面積密度法で資源量を推定しているということでございます。

それから、評価につきましてはN P F C で我が国が提示した調査データ等を用いて、我が国を含めた国際的な資源評価が行われております。我が国のみでの資源評価、あるいはA B C の算定等々は行ってございませぬ。

○山川分科会長 今のような調査が行われた結果、毎年の分布量の推定値については変動しているわけですが、それをTACに読みかえるときにどのようなプロセスがあったかという、そういうご質問かなというふうに思いますけれども、岩本資源管理推進室長、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 サンマの保存管理措置を決定しますNPFCにおきましては、先ほどご説明しましたとおり、本年、初めて数量規制としまして、分布域全体の上限を合意して、条約水域である公海での割当量が決定されてございますが、引き続きTACの具体的な数量を定めることが可能な状況にはなっていないというような状況でございます。

先ほどの説明のとおり、来年のNPFCの前に根拠なくTACの数量を変更するということは、いろいろと先に決める影響等の状況も踏まえまして、現在の数量を引き続き維持することが望ましいということで決定したという状況でございます。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 その結果、今年の漁獲量と、こういうことなんでしょうか。去年はこの話の論議ではなかったというような気がするんですが、予報でも9月の中旬ぐらいまではまずあまり漁がないだろうという予報だったんですが、結果的には今現在も去年の状況から大幅に変わって、かなり低い水準になっていると、こういうことですか。私が言いたいのは、もっと精度の高いものの調査をしていただいて、結果を出していただければということなんです。

この資料の中にも、乱獲はされているけれども過剰漁獲ではないんだと。どういうふうに読めばよろしいんですか。今年は乱獲するぐらい魚がいたんですか。1日1トンとか、5トンとか、そういうふうな状況がかなり続いている中で、これが過剰漁獲ではないと。じゃ、何トンとったら過剰漁獲じゃないんですか。乱獲はどうなんですか。

○山川分科会長 漁場資源課長、よろしく申し上げます。

○漁場資源課長 4ページにちょっとご説明させていただいておりますけれども、現在の資源状況と下のほうございますけれども、ここはMSYとなる水準を下回るということで乱獲されているということを示しております。また、過剰漁獲が起きていないというのは、漁獲割合がMSY水準を下回っているということで、そういうことを示しているということでございます。

それから、今年獲れないというのは、いろいろな海況の変化等もございまして、近寄

ってこなかったということだというふうに思っております。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 獲る側から言いますと、先ほど言いましたとおり、かなり精度の高いものを出していただかないと商売にならないわけですから。ほかの漁業種の中では、先ほど言いましたように、スケソウもそうなんだけれども、それによって漁業者なり、乗組員なり、関連業界なり、大きな打撃を受けることになるわけです。これまでも乱獲だと言われて、一方的に船のほうが悪いんだというような印象を与えながらやってきたわけです。実際はそういうことだけじゃないはずで、その辺はもっと注意をして発表していただきたい。それから、精度の高いものを出していただきたい。そういうことは強くお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 今の点なんですけれども、今の4ページのこの図。確かに多分、にわかには理解できない。F、漁獲の圧力自体はMSY以下、ずっと低い水準で来ているのに、資源量は乱獲だということなんですけど、でも実はそういうことは理論的には起こり得るんです。

サンマは寿命が短いのと、加入量の変動が大きいと、たまたま加入がちょっと失敗して、少ない加入が続くと、たちどころに資源量が激減してしまうんですね。たまたま加入量が多いと復活するので、そういう現象、圧力は少ないんだけど、加入の影響でどうしてもそういう、今低いという状態が起こってしまうということではないかと思えます。

それからもう一つは、精度の高い調査をしてほしいということなんですけれども、これは日本も一生懸命やっているんで、資源管理をすることによって利益を得る、外国にも調査を要求したほうがいいんじゃないか。あるいは、できないのなら金出せじゃないけれども、日本の調査に少しペイしてくれとか、要求してもいいぐらいの話ではないかと思うんですけれども、国際的な資源として利用するのであればですね。

以上です。

○山川分科会長 では、先ほどの高橋委員のご意見と合わせまして、ご意見を承ったということでもよろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

内田委員。

○内田委員 重複するんですけども、このターミノロジーなのですが、4ページ目の今のMSYとなる水準を下回ると資源量が、これがもし加入が少ない状態で、同じ漁獲圧を加えていけば、乱獲されているというふうにみなすわけですか。原因が漁獲の方にあるのではなくて、加入が少ないという自然現象であっても乱獲という用語を使うのが普通なんでしょうか。そこちょっと素人には理解できないところなんです。

○漁場資源課長 用語の定義として、まさに資源量、MSY水準となる水準を下回っているというのが乱獲されているという言葉の定義なんですけれども。Fのほうも同じような形で、言葉の定義ということでご理解いただければ。

○田中委員 じゃ、もう変動して、資源水準に応じて、それよりもMSYを維持できないぐらい下がれば、それ以上であれば乱獲という用語を使うということですね。

○漁場資源課長 ということでご理解いただきたい。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、サンマのTAC設定と配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特にご異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、マアジについて事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○漁場資源課長 それでは、マアジ太平洋系群、令和元年度資源評価結果についてご説明をさせていただきます。

資料は2-3-1でございます。

まず、1ページ目の下段のほうをごらんください。これはマアジの太平洋系群の生物学的特性を示したものでございます。本系群は寿命は5歳前後で、成熟開始年齢は1歳で50%、2歳で100%成熟をいたします。産卵期は冬から初夏にかけてであり、東シナ海を産卵場とする群れと、九州から本州中部沿岸で産卵する地先群がございます。日向灘、豊後水道、紀伊水道から熊野灘では春から秋までの漁獲が多く、相模湾では春が主体となっております。

次のページをごらんください。

上のほうでございます。これは漁獲の動向を示したものでございます。漁獲量は1993年から1997年に高い水準で推移しておりましたが、2000年代から徐々に減少をして、近

年は低い水準で推移をしております。2018年の漁獲量は1万9,000トンとなっています。

次、下のほうをごらんください。資源の動向として、資源量と漁獲割合の推移を示したものでございます。資源量のほうは1996年の16万2,000万トンをピークに減少傾向であり、2018年は4万3,000トンとなっております。資源動向としては、過去5年間の推移から減少と判断されております。漁獲割合は33から53%の範囲で推移しております。

次のページ、3ページ目をお願いいたします。

まず、上のほうでございます。親魚量等と再生産成功率の推移を示したものでございます。

親魚量のほうは、1984年から増加をいたしまして、1992年には過去最高の6万4,000トンとなっておりますが、最近では減少してございまして、2018年は2万3,000トンとなっております。回復措置をとる閾値であるB limitとしては、少ない親魚量から加入量の多い年級群が発生した1986年の親魚量2万4,000トンを設定しております。点線の下のほうでございます。

2018年の親魚量はB limitをわずかに下回っております。このため、資源水準は低位となっております。再生産成功率も1990年前後には非常に高い値でございましたが、2012年以降は低い値となっております。

下のほうは今ご説明したものの取りまとめでございますので、飛ばしていただいて、次の4ページをお願いいたします。

2020年のABCの表でございます。親魚量がB limitをわずかに下回っている状況ですので、最大のABCを得る漁獲シナリオは、親魚の増大としております。このシナリオにおきましては、ABC limitとしては10万8,000トンということになります。

続きまして、5ページ目のほうをお願いいたします。これはマアジ対馬暖流系群の資源評価の結果でございます。

まず、下のほうに生物学的特性を示させていただいております。寿命は5歳前後、成熟開始年齢は1歳、2年で100%成熟いたします。産卵期は1月から6月ですが、最盛期は3月から5月で、南部のほうほど早い傾向にございます。産卵場としては、このピンクのところを示している東シナ海南部、九州・山陰沿岸から日本海北部沿岸となっております。漁獲はほぼ周年行われてございまして、まき網による漁獲が約80%を占めています。

次のページ、6ページ目のほうをお願いいたします。

上のほうでございます。これは漁獲の動向を示したものでございます。

1980年に4万1,000トン程度だったものが、1980年から90年にかけて増加をいたしまして、1993年から98年には20万トンを超えておりましたが、2002年にまた15万9,000トンまで減少し、その後、増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいという状況でございます。2018年には9万7,000トンということになっております。

なお、韓国と中国も漁獲をしておりますが、韓国は毎年数万トン程度漁獲しております。2018のアジ類の漁獲量は2万7,000トンとなっております。これはほとんどがマアジと推定をされております。

なお、中国も2009年以降、2万トンから4万トンを漁獲しておりますが、最新年の情報は得られておらず、今回の資源評価では考慮されておられません。

次、下のほうをお願いいたします。資源の動向を示したものでございます。

資源量は1977年、13万トンに減少していましたが、以降増加をいたしまして、93年から98年には50万程度の高い水準となっております。その後、2001年に28万トンまで減少しましたが、また増加に転じまして、2018年には49万トンとなっております。漁獲割合は2008年以降、40%前後で推移をしておりましたが、最近では30%前後というふうになっております。

資源の動向は、過去5年間の推移から増加と判断されております。

次、7ページ目をお願いします。

上のほうです。親魚量と再生産成功率の推移を示したものでございます。

親魚量は、205年以降、減少傾向を示しておりましたけれども、2015年以降は増加に転じまして、2018年は29万トンとなっております。

また、B limitとしては2000年以降、高い加入があった最小の親魚量である15万トンを設定しております。この点線のラインでございます。

2018年の親魚量はこのB limitを上回っておりまして、資源水準は中位と判断されております。

なお、再生産成功率は2000年以降、低い水準で推移をしております。

下のほうはこれまでの説明の取りまとめでございますので、飛ばして、次の8ページのほうをごらんください。

これは2020年のABCの表でございます。親魚量がB limitを上回っているということでございまして、最大のABCが得られる漁獲シナリオは親魚量の維持としておりま

す。このシナリオにおけますABC limitは23万7,000トンということになります。

以上、アジの説明を終わります。

○資源管理推進室長 続きまして、令和2年漁期のまあじのTACの設定及び配分案についてご説明します。

資料は2-3-2をごらんください。

まず、TACでございますけれども、22万2,800トンということでございます。設定の考え方は枠内で示しておりますが、太平洋系群と対馬暖流系群のABCの合計値をTACとしてございます。先ほど説明ありましたとおり、太平洋系群につきましては親魚量の増大シナリオで算定されたABCのLimitでございます1万800トン、対馬暖流系群につきましては、親魚量の維持シナリオで算定されたABCのLimitでございます23万7,000トンのうち、日本のEEZ内分ということで、21万2,000トンということでございます。これらの合計値となっております。

次に、配分でございますけれども、まあじにつきましてはTACの一部、約2割を国の留保としてございます。数量については4万4,600トンということになります。

また、配分シェアの見直しにつきましては、先ほどさんまのところでご説明しましたとおり、過去3カ年、平成26年から28年の漁獲実績に基づき配分するというところでございます。

また、来遊状況に応じて配分した数量に不足が生じるような場合は、国の留保枠から配分するというを考えてございます。

こういった考え方に基づいて、大臣管理分、知事管理分の数量を示したものが11ページということになります。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 1点お願いがあるんですけども、広域漁業調整委員会では、特に日本海側なんかは対岸で勝手にとっていないか、何とか規制しなさいという意見が出るんですね。日本ばかり規制しないで、外国にもちゃんと規制するようにと要望が出ておりますので、この点、水産庁としても積極的に取り組んでいただきたいというお願いでございます。

以上。

○山川分科会長 ご意見として承ったということによろしいでしょうか。

では、ほかにございますでしょうか。

では、特にご意見等ございませんようですので、マアジのTAC設定の配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特にご異議がございませんようですので、そのように決定いたします。

では、続きましてマイワシについて事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○漁場資源課長 それでは、資料2-4-1、こちらのほうをごらんください。

まず、1ページの下段でマイワシ太平洋系群の生物学的特性を示させていただきます。

マイワシは、資源が高水準期にあるときと低水準期にあるときとで生物学的特性が若干異なっておりまして、低水準期、今のような状況の場合の生物学的特性を説明させていただきますと、左側のほうでございます。

分布の海域は常磐から三陸南部くらいまでに分布がありまして、右の図、高水準期と比べまして縮小しております。

寿命は7歳程度で、成熟開始年齢は2016年以降は1歳で20%程度、2歳で100%が成熟をいたします。

産卵期は11月から6月にかけてとなっております。最近の最盛期は2月から4月ということで、産卵場は四国沖、それから関東の近海というふうになっております。

次、2ページ目をお願いいたします。

上のほうは漁獲の動向を示したものでございます。

1983年から89年にかけて、250万トンを超える、極めて高い水準で推移をしておりました。90年代に入って大きく減少して、2002年以降、10万トンを超える低い水準となっております。2011年に増加をして、10万トンを上回りまして、その後も増加傾向となっており、2018年の漁獲量は45万1,000トンとなっております。

次、下のほうをごらんください。資源の動向を示したものでございます。

資源量も1980年代には1,000万トン以上の高い水準で推移をしておりました。90年代

に入って減少しまして、2002年以降、10万トン前後の低い水準となっておりますが、2010年以降、増加傾向にありまして、2014年には100万トン、2018年には348万トンと増加をしております。

資源動向は、過去5年の推移から増加と判断されています。

漁獲割合は、最近は15%前後と、低い水準で推移をしております。

次、3ページのほうをお願いいたします。

上のほうでございますが、親魚量と再生産成功率の推移を示したものでございます。

親魚量は2002年以降、低い水準で推移をしておりますが、2011年以降、増加をしまして、2018年は163万トンと推定されています。この点線と、B limitとしては良好な加入が期待できる親魚量の下限值として、1990年の親魚量、22万1,000トンを設定しております。

2018年の親魚量はこの22万1,000トンを上回っておりますが、500万トンよりは下回るということから、資源水準は中位と判断されています。

再生産成功率は、99年以降、非常に低い値を示していましたが、近年は比較的高い傾向にございます。

下のほうはこれまでの説明の取りまとめでございます。

飛ばして、次の4ページのほうをお願いいたします。

2020年のABC表でございます。親魚量はB limitを上回っておりますので、最大のABCが得られる漁獲シナリオは親魚量の維持としており、このシナリオにおいてはABC limitは140万8,000トンとなります。

続きまして、5ページのほうをお願いいたします。

こちらは、マイワシ、対馬暖流系群の説明でございます。

まず、下のほうをごらんください。マイワシの対馬暖流系群の生物学的特性を示したものでございますが、この系群も資源の高水準期と低水準期で資源の分布などが異なります。この左右の図のとおりでございますが、寿命は7歳程度、成熟開始年齢は、2016年以降は1歳で25%程度で、2歳で100%が成熟いたします。

資源の水準によって、産卵期、産卵場も変化して、産卵期は1月から6月でございますが、今のような低い水準の場合、産卵場は五島以北の沿岸で産卵するという状況になってございます。高水準期には成長が早くなり、低水準期には遅くなるということが指摘をされております。

次、6 ページ目をお願いいたします。

上のほう、漁獲の動向を示したものでございます。

91年まで100万トン以上の漁獲がございましたが、その後急減して、2014年に9,000トンとなっております。2015年に再び増加を始めまして、2018年には7万1,000トンの漁獲ということになっております。

なお、日本海での漁獲が多く、京都府以西の西区の漁場が中心となっておりますけれども、2016年と2018年は福井県以東の北区の漁獲が西区を上回るという、年変化が多い状況でございます。

なお、中国や韓国もマイワシを漁獲しておりますけれども、この系群を対象としたものかどうかは不明であり、資源評価の計算には含まれておりません。

次、下のほうをごらんください。これは資源の動向を示したものでございます。

資源量は1988年に1,000万トンに達したものが、95年には100万トンを下回ると、急減をしております。2004年以降また増加を始めましたけれども、2014年から2018年に特に増加する傾向が見られます。

2018年の資源量は36万8,000トンと推定されております。

資源の動向としては、過去5年の推移から増加と判断されております。

漁獲割合は、2018年は19%と推定されております。2001年以降は、2010年と2014年を除いて11から34%の間で変動をしております。

次の7 ページのほうをごらんください。

上のほうは親魚量と再生産成功率の推移を示させていただいております。

親魚量は、2004年以降増加傾向を示しまして、2018年は25万1,000トンとなっております。

B limitとしては、過去に良好な加入につながりました1971年の親魚量9万9,000トンに近い10万トンで設定しています。2018年の親魚量はB limitを上回ることから、資源水準は中位ということで判断をされております。

再生産成功率は、最近変動しながら横ばいで推移をしております。

また、下のほうはこれまでの取りまとめでございますので、飛ばさせていただいて、次の8 ページのほうをお願いいたします。

上のほうをごらんください。親魚量がB limitを上回っておりますので、最大のABCが得られる漁獲シナリオは親魚量の維持としております。このシナリオにおきまして

は、ABC limitは10万8,000トンということになります。

次、これ下段のほうでございますが、これ補足としてABCの再評価についての説明でございます。

2018年の漁獲量が予測値から実測値になりまして、数値としては書いてありますとおり、11万8,000トンから7万1,000トンに更新されております。それに伴いまして、2018年と2019年の資源量及びABCが大幅に減少したということになっております。

以上でマイワシの説明を終わります。

○資源管理推進室長 続きまして、令和2年漁期のまいわしTACの設定・配分案について、資料2-4-2を用いて説明いたします。

まず、TACでございますが、海域ごとに、太平洋の海域につきましては140万8,000トン、日本海の海域につきましては10万8,000トンとなっております。

設定の考え方でございますけれども、先ほど資源評価の説明があった内容でございますが、太平洋の海域につきましては、親魚量の維持シナリオで算定されたABCのLimitであります140万8,000トン、また日本海の海域につきましては、親魚量の維持シナリオで算定されたABCのLimitでございます10万8,000トンとしてございます。

次に、配分でございますけれども、まいわしにつきましてはTACの一部を国の留保としてございます。数量につきましては、太平洋の海域は28万2,000トン、日本海の海域については2万2,000トンとしてございます。

また、TACの配分シェアの関係につきましては、先ほど説明したとおりでございます。過去3カ年、平成26年から28年の漁獲実績に基づいた配分をしてございます。

最後でございますけれども、来遊状況等によりまして不足が生じた場合には、国の留保から配分するというところで進めていきたいと考えてございます。

こういった考え方に基づいて配分された大臣管理分と知事管理分の数量を示したものが11ページの表となっております。

また、3魚種、さんま、まあじ、まいわしのTAC案等についてご説明してまいりましたが、10月30日から11月28日までの30日間、パブリックコメントによる意見募集を実施してございまして、6件の意見が寄せられました。ここで紹介をしておきますと、まず一般の方々から資源を守るために漁獲可能量を減らすべきとの意見がございました。これに対しましては、科学的に算出された許容漁獲量に基づいてTACを設定している旨を回答してございます。

次に、漁業関係者の方々からは、T A E 管理の継続を求める意見がございました。T A E につきましては、改正漁業法のもとで漁獲量を管理する手法の一つとして、漁獲登録料の総量による管理ですとか、また自主的管理措置として実施することが可能である旨を回答してございます。

次に、資源評価の算定方法についての意見ですとか、留保枠の運用に関する意見がございました。資源評価の算定につきましては、評価にどのようなデータが用いられているかを紹介しまして、漁業の現場実態に即すように努めている旨を回答してございます。

また、留保の運用につきましては、この後説明させていただきますけれども、基本計画変更の利点を説明するとともに、今後も引き続き制度のさらなる柔軟な運用を検討していく旨を回答してございます。

事務局からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等、ございましたらよろしくお願いたします。

井本委員。

○井本特別委員 山陰施網の井本です。ご説明ありがとうございました。

対馬系群のマイワシについてなんですけれども、資源評価のほうが中位増加傾向と評価されているにもかかわらず、A B Cのほうが前年に比べて40%減少したということに、現場の漁業者のほうは少なからずショックを受けております。なぜこのような評価結果となったのかということと、その原因となった点について、今後どのように改善されていくかということについてご説明をいただけますでしょうか。

○山川分科会長 漁場資源課長、よろしくお願いたします。

○漁場資源課長 8 ページでA B Cの再評価についてご説明をさせていただきましたが、今年度の資源評価におきましては、2018年の漁獲量が予測値から実測値に更新されたと。11万8,000トンから7万1,000トンにされたということに伴いまして、2018年、資源量及びA B Cが減少したということになります。

さらに、2018年の資源量に基づき計算される19年の資源量及びA B Cも同様に下方修正されております。

2018年漁獲量は、2018年評価時点での現状の漁獲圧、2013年から2017年の平均値で漁獲を続けた場合の漁獲量を予測しておりましたが、漁獲量がその予測よりも減少した理

由といたしまして、実際には若齢魚、0歳、1歳の漁獲が伸び悩んだことなどによるものと考えられております。

なお、日本海は漁場形成の変化なんかのパターンが毎年変わるということとなっております。という情報でございます。

また、この解析におきまして、コホート解析をやっているわけですが、コホート解析の特性といたしまして、直近年、今回であれば2018年ですが、そのデータに変動が生じる可能性があることは事実でございますが、水研機構のほうでは2014年に生じた資源変動等も踏まえまして、当歳魚を対象とした9月の日本海沖合における新たな調査を実施するなど、なるべく加入状況が早目に把握できるよう、検討を重ねているということでございます。

また、資源評価の結果につきましては、資源評価会議とかTAC意見交換会において説明を行うとともに、都道府県とか漁業団体等の現場の意見を伺いながら、新たな調査の実施とか、新たな調査の的確な実施、こういうことも行っておりまして、今後とも資源評価の精度向上に努めたいということでございます。

○山川分科会長 はい、井本委員。

○井本特別委員 ご説明ありがとうございました。

私なりの理解としましては、当面は同様の事態が生ずる可能性があるということで、根本的な解決はこれからということで理解をいたしました。

TAC管理におきましては、資源評価に対する漁業者であるとか、また加工流通等々の陸上業者も含めて、産地の理解と信頼というのが何よりも重要だと考えております。現状としましては、ほとんどまだ理解が進んでないのが実情かなというふうに感じております。

資源評価の精度向上を、先ほどサンマの高橋委員のほうからもございましたけれども、進めていただくということにあわせて、関係者への十分な説明をまた引き続き尽くしていただくようお願い申し上げます。

さらに、現在は評価の対象となっていない韓国水域からの資源加入であるとか、マイワシの太平洋系群の日本海とか東シナ海への分布域の拡大等に関しましても、科学的知見の収集に努めていただいて、TACの的確な設定に生かしていただくように、あわせてお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 では、ご意見いただいたということで、よろしくお願ひいたします。

田中委員。

○田中委員 今回の井本委員の点なんですけれども、資源評価の会合でも合本的な解決がなされるべきという意見が出されていますので、水研のほうでもご検討をよろしくお願ひしたいということ。

それから、あともう一つコメントで、もう一つ質問なんですけど、先ほどお話ししましたように、井本委員から出ました外国漁船による漁獲の問題は、やはり国内の漁業者の関心事ですので、そういった方面への対応をお願ひしたいということ。

それから、3つ目は質問なんですけれども、マアジの対馬の系群では、韓国の漁獲量を入れて計算していますが、マイワシでは全部外されていますよね。その理由はわからないからということだけなんです。要するに理由が、マアジでは入っているのに、マイワシでは入っていないというのは、何か二重基準のような感じがするので、その点はどういったことが理由でそうなっているのか、もう少し明確な説明をいただければと思いますけれども。

○山川分科会長 では、3点目につきましてよろしくお願ひいたします。

○漁場資源課長 まず、最後のお話のほうでございますけれども、マイワシのほうは、韓国から、確かにデータがないということで、日韓の科学者間の交渉とか交流のほうは停滞しており、詳細が不明であるというようなことで、今後、科学者間の交渉が進展すればもっと把握できるんじゃないかということをお聞ひしております。

それから、なお韓国水域からも資源が加入してくるということにつきましては、水研機構によれば、韓国南岸を中心に産卵場が形成されているということをお承知しているということでございます。しかし、過去の調査結果を見ると、産卵場の主体は我が国のEEZ内であるのではないかとお聞ひしております。

また、そういうことで科学者間の交流等々、進展することを願っております、そこで新たなデータが入ってくればということで、我々も期待はしております。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 結論から言うと、データがないからということでしょうか。

○漁場資源課長 はい。

○山川分科会長 まあそういうことということでよろしいでしょうか。

○田中委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 あと、1点目と2点目につきましてもご意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○漁場資源課長 ちょっと追加でご説明させていただきますと、系群がどの系群を対象としたものかが、外国のほうはどの系群を対象とするか不明であるということから、この評価には含めなかったということも一つでございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、マイワシのTAC設定と配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特にご異議がございませんようですので、そのように決定いたします。

次に、第二種特定海洋生物資源、TAEということですがけれども、その漁獲努力可能量の配分について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 漁獲努力可能量、いわゆるTAEに係る部分の説明をさせていただきます。

お手元の資料2-5をごらんください。

1ページでございます。

TAE制度につきましては、TAC制度と同じ、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定された漁獲努力量の総量管理制度でございます。管理に係る手続は、TAC制度と同様でございます。第二種特定海洋生物資源ごとに漁獲努力量の総量の上限を基本計画に定めてございます。

また、TAEは採捕行為そのものを規制するものですので、対象魚種以外の漁獲も実質上制限されることから、期間、海域を定めて管理することとしております。TAEで管理する漁獲努力量は、統一的に操業隻数と操業日数の積でございます。操業隻日数で管理することとしてございまして、漁獲努力可能量の設定につきましては、資源状況を踏まえて、資源の回復を図ることが必要な魚種を対象とし、資料1ページの2の(2)にお示ししてございます8魚種について、TAEの設定を行ってございます。

2ページ目に資源管理指針の漁獲努力量削減措置とTAE設定の関係をお示ししてございますが、減船、休漁、保護区の設定などの漁獲努力量削減措置が行われる場合に、その効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために行うものとしてございます。

従前は資源回復計画と連動して運用してまいりましたが、資源回復計画の取り組みには平成23年度から資源管理指針、計画体制に移行後も継続されてございまして、8魚種につきましては引き続きTAEを設定し、管理を行ってございます。

3 ページ目に令和2年漁期の県別漁業種類別のTAEの設定期間、また数量をお示ししてございますが、令和2年度TAEにつきましては、期間、数量とも前年同となっております。

4 ページ目につきましては、TAEの設定海域、期間を図示したものとなっておりますので、ご参考にしていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

山内委員。

○山内特別委員 すみません、山内です。ありがとうございます。

TAEについてなんですけれども、TACのような制度に比べて非常にその効果がわかりにくいということが一般的にはよく言われております。その内で新しい資源管理の体制に移行する際に、先ほどの前段の諮問内容でもあったんですけれども、自主管理、そもそもそれを否定するわけではないんですが、自主管理含め、TAE制度も継続をすることは可能ということで。ただ、現行のまま、このまま継続されてしまいますと、TAEの制度というのが一体どのように資源の回復にしっかり結びついているのか。実際、このTAEの対象になっている資源が、何年で、どの程度、資源回復目標を達成するような形で運用されてきたのかというところのレビューを行っていただいて、その結果を見て、TAEをどういうふうに残していくのか、またはTACのような、よりわかりやすい、明確な制度にしたほうがいいのではないのかという議論をする場というのをいただければというふうに思います。

○山川分科会長 資源管理推進室長、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 ご意見ありがとうございます。ご意見いただいたことはごもっともなことだと思います。どのような形でそういったことを今後検討していくのかということにつきましては、また検討させていただきたいと思います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、漁獲努力可能量（T A E）の配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山川分科会長 特にご異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、次に資料2-6というのがございますけれども、漁獲可能量留保枠の配分について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 留保枠の配分について、まいわし、まあじ、まさば、ごまさばについての考え方を案としてまとめてございます。

まず、背景のほうからご説明させていただきますけれども、過去、29年漁期まで留保枠の配分について基本計画の変更により対応してきたという経緯がございます。T A C法上、計画の変更は全て水産政策審議会の意見を聞かなければならないとされておりますことから、変更の際はその都度、事前に水政審の意見を聞いておりました、変更に対応するに相当の時間を要してきたという状況でございました。

こういったことから、平成30年漁期から運用の見直しを実施してきたということでございます。

まず1つ目、留保枠の配分については、漁獲可能量の表に留保枠の数量を記載するということ。また、指定漁業等の種類別に、または都道府県別に定めてございます数量の表に追加されました資源の来遊状況等に数量の追加が必要と認められる場合には、留保枠を上限として大臣が定める数量を加えていた数量とするとの規定にのっとり実施することとしてきまして、基本計画の変更ではないと整理をしてきたところでございます。

また、関係者間で配分量に合意形成する場のあるずわいがにの留保枠と異なりまして、これら魚種については関係者間で要望の数量について合意する場がないということから、資源管理分科会におけます審議事項として取り扱ってきていただいたという状況でございます。

こういった状況の中で、業界団体、また都道府県から、制度のさらなる柔軟な運用について要望が出ていた状況でございます。

2のところ運用の見直し案を記載してございます。留保枠の配分については、基本計画の変更とするということでございます。ただし、計画変更のうち、行政庁の恣意性のないような形式的、また機械的な留保枠配分については、類型を定めて、この類型に関する計画変更のルールにつきまして、事前に水政審のご意見をいただいた上で、同意

を得ておき、当該ルールにのっとって変更されるものについては、水政審では事後の報告で対応させていただきたいと考えてございます。

具体的な類型の案でございます。これまで何度か資源管理分科会の中でも配分量算出の考え方をお示しさせていただいておりますけれども、そういったことを踏まえまして考えてございます。

(1) (2) とありますけれども、ページをめくっていただきまして、3ページに図示をしております。形式的な類型のイメージということでございまして、暦年で管理されていまして、8月のX日に発動要件に達した場合ということで例示しております。

まず、発動のタイミングですけれども、基本計画に定められた数量の75%に達した場合ということで考えてございます。7月31日までが α トン、その後8月X日までが β トンであって、8月X日までに75%に達したという状況でございます。

2のところ、期間予測漁獲量という言葉を決めて、その算出方法を定めてございまして、ブルーの枠内の3つの四角がございまして、①から③までの合計値ということでございます。一つ一つご説明しますと、まず75%に達する前の1月から7月につきましては、漁獲実績ということで α トン、8月については8月1日から8月の漁獲量である β トンをX日で割って、8月分の日数を掛けるということで算出します。

また、75%に達した翌月の9月につきましては、9月の過去5つの漁期年の漁獲実績のうち、上位3漁期年を平均した値に、そこに特異率と書いてございまして、その上の四角の中で囲ってございまして、 α トンを1月から7月の過去5漁期年の実績値のうち、月ごとの上位7漁期年の平均値で割ったものを特異率としてございまして、それを掛けて算出するというところでございます。

ただし、注書きにありますとおり、この特異率が1未満となった場合には、この特異率は掛けずに算出するというのを考えてございます。

具体的な配分でございまして、2のところでご説明しました期間予測漁獲量と、基本計画に定められた数量との差と、漁期当初の数量との小さいほうを配分しようと考えてございます。

4にありますように、この配分を行った後、新たに定めた数量の75%に達した都度、必要に応じて上記の手続を繰り返すということを考えてございます。

資料のほうは2ページに戻っていただきまして、4のところでございますけれども、計画変更に伴う手続でございますが、変更した基本計画について遅滞なく公表する、ま

た、都道府県に留保額を配分する場合には、知事に対して計画を変更するべき旨通知することといたします。

また、都道府県知事につきましては、変更通知を受けたときにはTAC法の手続にのっとり計画の変更を行うということでございます。

5ですけれども、形式的な類型にのっとりない留保枠の配分についてでございます。今説明しましたように、形式的な類型にのっとりない場合につきましては、事前に水政審資源管理分科会の意見をお聞きするということとしたいと考えてございます。

その他でございます。2つございまして、まず1つ目ですけれども、都道府県間の数量と大中型まき網漁業の数量との移譲について協議が整った場合と、都道府県間で数量の移譲について協議が整った場合も、今ご説明した内容と同様に、基本計画に譲渡について協議が整った場合は計画に掲げる数量について当該融通を反映した量に変更する旨を記載して対応したいと考えてございます。

2点目ですけれども、ズワイガニの留保枠配分については、これも同様な考え方としまして、関係者間で配分について合意形成する場、TAC協議会と申しでございますが、存在することを踏まえまして、基本計画に留保枠から配分を行った場合は、計画に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する旨を記載をしまして、対応させていただきたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

谷委員。

○谷委員 水産業の成長産業化や国民への水産物の安定供給に向けて、留保枠も含めてTACを有効に活用していくことが重要であると考えております。まき網漁業では漁獲枠も踏まえて操業計画を立てることから、十分に時間的な余裕を持って追加配分を行っていただくことが、漁獲枠の有効活用には欠かせないと思っております。

今回掲示された留保枠の運用の見直しについては異存はありませんが、必要な場合には留保枠からの追加配分が速やかに行われること。また、特に外国漁業の影響などにより、不確実性の高い対馬暖流系資源については、予期せぬ卓越年級群の発生により、TACの期中改定が必要となる場合も予想されますので、弾力的なTACの運用について、

本資源管理分科会での議論が速やかに行われるようお願いをいたします。

以上です。

○山川分科会長 ご意見を承ったということで、よろしくをお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 この案件については了解をいたしましたけれども、今後この漁業種以外について、このような状況になっていく可能性はどうなんでしょうか。教えてください。

○資源管理推進室長 これまでの水政審での議論等々も踏まえまして、マイワシ、マアジ、マサバ、ゴマサバでこういったルールをつくって、まずは運用開始したいと思っております。当然これが最終的なものではないと理解してございまして、制度を運用していく上での課題等も出てくると思いますし、多魚種にこの制度というか仕組みを適用する際の課題等もあろうかと思っておりますので、そのときの状況等々を踏まえながら検討を進めていきたいと考えてございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

○船本特別委員 鳥取県底の船本です。

今の一番最後の説明にあったズワイガニの留保分の配分についてですけれども、書いてあることは書いてあることだと思うんですけれども、平たく言って、要はTAC協議会が出した結論というか、合意内容をそのまま追認するということがよろしいんですか、そういう理解で。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 TAC協議会での決定事項を踏まえまして対応するということが考えてございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

特にございませでしたら、諮問第321号については原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特にご異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、続きまして諮問第322号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討(令和2年漁期のくろまぐろの漁獲可能量の設

定等)等についてです。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料3-1をごらんください。

本資料の別紙としまして、くろまぐろの基本計画の変更案を新旧対照表で示してございます。

また、資料の3-2は変更箇所を反映したくろまぐろの基本計画となっております。

諮問文につきましては、本日施行いたしましたので、日付は12月4日で諮問文を朗読させていただきたいと思っております。

元水管第1616号。令和元年12月4日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第322号）。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（公表 平成30年12月27日。）に別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、あわせて貴審議会の意見を求める。

内容につきましては、資料の3-6を用いて説明をさせていただきたいと思っております。

右下の8ページをお開き願います。まず、来期の配分量をご説明する前に、WCPC北小委員会の結果について簡単にご説明させていただきたいと思っております。

ことしの9月に米国ポートランドにおいて開催をされてございます。結果については、9ページの上段のスライドとなっております。増枠を要望したわけではございますけれども、一部慎重な国があったということで、全体数量の増枠には至ってございませんが、2020年の措置として以下の2点が合意されてございます。

1点目は、2019年の漁獲上限の未利用分に係る繰り越し率を現状の5%から17%に増加するという事。2点目は、大型魚の漁獲上限を台湾から日本へ300トン移譲すると

いうものでございます。ただし、この内容につきましては、あすから開催されますWCPFCの年次会合において、北小委員会での合意事項を報告の上、承認が得られれば正式に決定されるということになってございます。

以上がWCPFCの北小委員会での結果でございます。

続いて、国内の管理について、具体的には令和2年漁期であります第6管理期間の管理についてご説明をさせていただきます。

審議していただく事項は、9ページの下段のスライドに3つ書いてございますが、10月にくろまぐろ部会の6回目と7回目を開催してございますので、その議論の概要。また、第6管理期間の配分方針、さらには省令の一部改正についてもご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページおめぐりいただきまして、10ページの上段のスライドをお願いいたします。

まず、第6管理期間についての説明をしてございますが、大臣管理漁業と知事管理漁業とでは期間が異なっております。大臣管理漁業は1月から12月の暦年、知事管理漁業については4月から翌年の3月末までとなっております。

第6管理期間の基本計画に記載される管理の内容につきましては、おおむね今年度の第5管理期間と同様となっております。

配分量につきましては、先ほどご説明したとおり、WCPFCの年次会合の結果を受けて確定するということになります。

続いて、下段のスライドがくろまぐろ部会の議論の経過でございます。

まず、1つ目でございますけれども、昨年、くろまぐろ部会を5回開催させていただいて、第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方についてというものを取りまとめをさせていただいて、公表しているところでございます。ことしは10月に第6回、第7回と2回開催してございます。

6回目の会議におきましては、先ほどご説明しました9月のWCPFCの北小委員会の決定を受けた来期の対応方法について検討してございます。

また、第7回につきましては、第5回のくろまぐろ部会で決定しました配分の考え方の一部修正案についてご議論をいただいている状況でございます。

11ページでございますが、第5管理期間の配分の考え方について復習をさせていただきたいと思っております。

ポイントとしては3つございまして、まず1点目は基本的な配分について記載してご

ざいますが、W C P F Cの基準年でございます2002年－2004年の実績というものを勘案して、近年の漁獲実績を勘案して配分するということになってございます。

また、配慮すべき事項というのがございまして、その下に掲げてございますが、これは留保から配分するということで進めてまいりました。

実績以外に配慮すべき事項としましては、①②に記載してございます。混獲回避の負担、経営の依存度等を考慮する。また、2点目は資源評価に用いるデータの収集を考慮するというところでございました。そのほか、漁獲枠の融通の仕組みについても策定したところでございます。

第5管理期間の配分の考え方でございますけれども、具体的な配分の考え方については11ページ下段に示しているとおりでございますが、小型魚、大型魚ともに、基本的な配分は2002－2004年を基本としまして、近年の実績を勘案して配分してございます。

また、混獲回避への配慮につきましては、小型魚については留保が多くないことから配分は行わない。大型魚については来遊の変動が大きいということでございまして、直近3カ年の最大実績を考慮し、上乗せ配分するということと、配分量が少ない20トン未満の都道府県でございましたけれども、混獲回避のために一定の数量であります5トンを上乗せ配分してございました。

データ収集への配慮ということで、小型魚については一部地域の曳き縄漁業に上乗せ配分、大型魚については近海かつ・まぐろ漁業について上乗せ配分をしたということでございました。

こういったことを踏まえまして、12ページの上段のスライドでは、くろまぐろ部会で新たに追加されました考え方を記載してございます。

まず1点目は、繰り越しに関するルールでございまして、翌管理期間に繰り越せる数量の上限については10%と。仮にW C P F Cのルールが10%未満の場合は、その数量が適用されるということでございます。また、10%を超える部分については国のほうで留保をいただくということでございます。

次に、その繰り越したもののうち、国に留保した分と、台湾からの大型魚移譲300トンの配分方針について議論をしてございます。

小型魚につきましては、沿岸漁業に優先して配分する。また、大型魚については沿岸漁業とデータ収集の配慮のため、近海かつお・まぐろ漁業に優先して配分するというところでございます。

具体的な第6管理期間の配分方針を下段のスライドに記載してございます。

小型魚、大型魚の順番で説明をさせていただきます。

まず、小型魚でございますが、第8管理期間、当初の配分については第5管理期間の当初と同様の数量で配分するというところで考えてございます。

また、来年3月に沿岸漁業の漁期の終了がなった段階で、国が留保していた繰り越し分を沿岸漁業に優先的に配分するというものでございます。

また、3点目はこれまで漁獲実績がほとんどなかった状況でございますが、最近、漁獲報告が相次いでございます瀬戸内海と隣接する海面に面する8県に対しまして、混獲管理のための数量として小型魚を0.1トンずつ配分するというところでございます。

この内容につきましては、第5管理期間からも適用するというところで、くろまぐろ部会のほうで結論をいただいております。

次に、大型魚についてでございますけれども、沿岸漁業については基準年であります直近3カ年に、直近年である2018年度の実績を超えた4年間の最大実績まで配分するというものでございます。

2点目、混獲管理分としましては、近年、漁獲実績がない瀬戸内海等の都道府県を除いた50トン未満の配分量の都道府県に一律5トンを上乗せ配分するというものでございます。

3点目、近海かつ・まぐろ漁業については、データ収集のために100トンを上乗せ配分する。

4点目は、来年3月に沿岸漁業の漁期が終了した段階で、国が留保した繰り越し分を沿岸漁業と近海かつ・まぐろ漁業に優先的に配分するという内容が配分方針として記載してございます。

具体的な配分案につきましては、13ページの上段のスライドをごらんください。

このスライドの数字につきましては、第6管理期間当初の配分の数量でございますので、先ほど説明しましたとおり、来年3月に沿岸漁業の漁期が終了した段階で、国の留保に入っておりました繰り越し分を配分ということになります。

その下の表でございますが、第6管理期間と第5管理期間の数量を比較してございます。小型魚の都道府県のところを見ていただきますと、第5管理期間から第6管理期間に向けて数量が減ってございますが、これは第3管理期間に超過した都道府県等があった関係で、とり控えたところに配分したというものが影響して数量が減っています。逆

に、国のほうの留保については、その数量が入ってございますので、数量が第5管理期間に比べて留保が増えているというような状況になってございます。

また、大型魚につきましては、留保を見ていただきますと、数量が90.6トンになってございますけれども、ここにつきましては、既に今、繰り越しをある程度見込んで配分をしているというような状況でございます。

先ほどご説明しましたとおり、WCPFC北委員会の合意事項が決定されなかった場合ということが想定されます。つまり、未利用分の繰り越し率の5%から17%への増加と、台湾から我が国への大型魚の移譲300トンが決定されなかった場合については、これまでどおりの管理措置に基づく計画としたいと考えてございます。

また、クロマグロにつきましてもパブリックコメントを11月の1日から11月30日までの30日間にわたって実施してございまして、17件のご意見が寄せられてございます。

パブリックコメントでいただいた意見につきましては、その回答を現在精査しているところでございますけれども、主な意見としましては、まず数量に関する意見としてご紹介させていただきますと、配分については沿岸の配分が少なく、負担が大きいとの意見、実績以外の要素を勘案すべきとの意見、一律5トン进行配分することへの見直しへの意見などがありました。

また、留保の配分につきましては、早期に配分すべき等の意見、留保は最低限とすべきとの意見などがございました。

その他、数量に関する意見としましては、過去の超過数量の差し引きに関する意見や増枠交渉への意見、また融通の促進ですとか消化率の増加をすべきとの意見などがございました。

この数量に関する意見以外としましては、支援制度の充実に関する意見ですとか、産卵期操業の規制に関する意見、資源評価を毎年すべきとの意見、遊漁の実態把握や指導取り締まりに関する意見がございました。

この基本計画の内容に特に関連する意見につきましては、数量配分に関する意見でございますが、今回の配分案では沿岸漁業への配慮などは行ってございまして、本計画案でご意見の点は含まれていると考えているところでございます。

なお、留保の配分につきましては、3月末までの漁獲枠の消化状況を見て行うこととなりますが、今回のパブリックコメントの意見も踏まえながら、早期に行うこととしまして、数量も可能な限り配分することを検討していきたいと考えているところでござい

ます。

資料3-6の13ページの下段のスライドに戻っていただけますでしょうか。

第6管理期間の管理について、大臣管理漁業について記載をしております。

大臣管理漁業のうち、近海かつお・まぐろ漁業等の大型魚につきましては、従来からの管理期間ごとの採捕数量管理に加えまして、新たに管理期間を3つに細分化した操業期間別に数量を配分しまして、採捕数量管理を行うことにしたいと考えております。これにつきましては、近海かつお・まぐろ漁業のデータ収集期間でございます、4月から6月に漁獲が十分行えるように、1月から3月の漁獲を抑制するという意味でございます。

このため、関係する省令等について、所要の改正を行う予定をしております。詳しくは資料3-3でご説明しますが、枠内の二つ目ののポツでございますが、近海かつお・まぐろ漁業の配分について、下表は当初の配分でございます、来年3月に沿岸漁業の漁期が終了した段階で、国の留保からの繰り越し分が追加で配分されるということはここでも言及しております。

資料3-3をごらんいただけますでしょうか。大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令の一部を改正する省令案の概要でございます。

趣旨につきましては、ただいまの資料3-6でご説明したとおりでございます、概要のところをご説明させていただきたいと思っております。

基本計画におきまして、各漁業種類及びその大型魚・小型魚別に定める大臣管理量を超えた場合、また超えるおそれが著しく大きいと認められる場合には、その旨を告示しまして、管理期間の末日まで、告示に係る目的採捕を禁止することとしてございます。

今回、第6管理期間の遠洋かつお・まぐろ漁業と近海かつお・まぐろ漁業のうち、大型魚に関しまして新たに管理期間を1月から3月、4月から6月、7月から12月と、3つの期間に分けて、この期間ごとの採捕数量管理も行う予定としてございます。

そういったことから、①にまずとおり、管理期間ごとまたは細分化した期間ごとの採捕停止命令に関する規定、これとあわせまして、次のページでございますけれども、採捕停止命令の解除に係る規定を措置するための所要の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から起算して20日を経過した日というふうを考えてございます。

続きまして、資料3-4をごらんいただきたいと思います。

資料3-4につきましては、くろまぐろ部会でご議論いただいた配分の考え方についてでございます。

水政審資源管理分科会のくろまぐろ部会の運営規則の第2条でございますけれども、部会審議事項の扱いというものが定められてございまして、部会はその調査・審議の結果を分科会に報告するものとし、分科会はその結果を審議し、議決すると規定されてございます。本規定にのっとりまして、資料3-4ではくろまぐろ部会で議論をいただいた第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方についての一部改正案を新旧対照表でお示ししてございます。

また、資料3-5については変更箇所を反映したものとなっております。

資料3-4の2ページ目をごらんください。

2ページ目は、参考人の意見に対する委員の審議・評価に関する項目がございまして、配分に関する論点というところで、漁獲上限の消化率についてご意見が出たものをまとめてございます。

まず、沖合の意見でございますけれども、経営状況の改善や漁獲枠の増枠の必要性を示す根拠の一つとなりうるため、我が国全体の漁獲上限の消化率を高めることに重点を置くべきとの意見がございました。一方、沿岸の意見としましては、来遊状況によって漁獲が少ないことや配分量を遵守するために消化率が上がらないこともあるとの意見がありました。

続いて、管理に関する論点についてもご意見をいただいております。それが3ページの(4)でございます。繰り越しについての議論でございますが、繰り越率に上限を設けて繰り越しの一部を国の留保とし有効に活用すべきである。また、各配分量の繰り越率は計算が容易な率とし、漁業種類を問わずに同率とすべきである。なお、繰り越しに係る留保を配分する際には、混獲回避等への配慮と資源評価に用いるデータの収集の配慮を行うべき、といったご意見をいただきました。

具体的に管理において実施すべき事項ということで、4ページに先ほど来からご説明しております未利用分の繰り越しの扱いを配分の考え方に取りまとめてございます。この内容については、資料3-6でもご説明した内容でございますけれども、各配分量の未利用分の繰り越率は10%を上限とすべきである。なお、WCPFCの漁獲管理規則で定められた我が国の繰り越率が10%未満の場合には、各配分量の繰り越率は我が国の繰り越率と同一とすべきであるというものでございます。

また以下でございますけれども、我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は、国が留保として管理し、この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行うこととして、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業と近海かつお・まぐろ漁業を優先して配分する必要があると取りまとめられてございます。

その他、改正に必要な字句、または文言等の整理を行ってございます。

以上、長くなりましたが、基本計画、省令案、くろまぐろ部会での配分の考え方の3点についてご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等、よろしくお願いいたします。

谷委員。

○谷委員 まず、くろまぐろ部会の報告取りまとめにご尽力いただきました山川部会長様、深く感謝を申し上げます。

クロマグロ資源は、沿岸漁業及び沖合漁協の双方にとって大変重要な資源であり、WCPFCで設定された漁獲枠が有効に活用されるよう、繰越分から留保された漁獲枠が適切に追加配分されるとともに、関係者間での漁獲枠の円滑な融通が進められるよう、引き続き水産庁の皆様にはご尽力をお願いいたします。

具体的には、クロマグロの大型魚は台湾からの300トンの移譲分もあり、第6管理期間の当初で優先すべき漁業種類に配分ができると認識をしております。

また、これに加えて繰越分も追加される場合があると聞いております。

そこで要望なんです、国の留保分には大中型まき網の漁獲枠から、小型魚は250トン、大型魚も285トンが拠出されていることを考慮していただいて、留保分を配分される際には漁獲枠を有効に利用する観点から、優先すべき漁業種類のほかにも配分をしていただけるよう、ご検討をお願いしたいなということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ご意見として承ったということでしょうか。

資源管理推進室長、何かございますでしょうか。

○資源管理推進室長 ご要望というか、ご意見いただきましてありがとうございます。

大型魚の漁獲枠は、繰越分からの配分を優先すべき沿岸漁業、近海かつお・まぐろ漁業に対して、台湾からの300トンの移譲分に加えまして、繰越分を見越して、先ほど説

明しましたけれども、既に300トンを超える数量を配分する案としているところがございます。

この配分を行ってもなお繰越分が多く発生した場合の対応につきましては、今期の沿岸漁業の大型魚の漁獲が、これから漁獲がふえる地域もあろうかと思えます。現時点ではどの程度未利用分が発生するかという見通しは立っていない状況でございます。そういったことから、漁獲の状況を見ながら検討していくということになるのではないかと考えてございます。

そうはいいましても、沿岸漁業からは大型魚の漁獲枠を小型魚の漁獲枠に変換して配分してほしいとの要望もあったところがございます。繰り越しによって増加する大型魚の留保の有効活用につきましては、まき網業界を初め、関係者のご意見をお聞きしながら調整していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森特別委員 幾つか確認も含めてなんですけれども、9月に行ったWCPFCの北委員会は、定数がそろわなかったというような話がたしかあったんじゃないかと思うんですが、今回の本委員会のときに再度北委員会をやって、定数合わせた形で確認をとるということですが、それが12月5日からの中に入っているのかどうかというのが1点。それはそれでよろしいんですか。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 基本的にそのとおりでございます。

9月に北小委員会を開催いたしました。定数がちょっと足りなかったということで、今回、WCPFCの本会合の前に正式に北小委の了解をとって、それを本会合に出すという流れを今後やっていくという流れになっております。

○大森特別委員 わかりました。

また、先ほどの説明で、本委員会で、もし北委員会の決定がだめだった場合は、もとの第5管理期間のとおりにしますよということですが、そういうことがないように、ぜひ国として最大限WCPFCの本委員会でこれを決めていただきたいというのが、お願いであります。

それから、岩本室長もご説明あったように、大型魚の小型魚へ有効活用、これはぜひ沿岸としても非常に強い要望もありますので、十分考慮してお願いをしたいということです。これはお願いであります。

それからもう一点。きょうの資料を見て、最後のところにも沿岸の資源管理というのがついたりしていますけれども、クロマグロを含め我々沿岸全体で、遊漁の問題が漁業に対し相当影響が出ているということを各地さまざまなところで苦情の意見が示されております。

クロマグロについても、水産庁の説明会でも相当この意見が出ていると聞いてます。例えばの話ですけれども、今回、瀬戸内海にもクロマグロが入ってきたということで、0.1トン、瀬戸内の各県に振るわけですけれども、そういったところに入ってきたクロマグロを遊漁でばんばん釣るといようなことになったときに、本当に真面目に守っていかねばいけない漁業者のやるせなさというのは、計り知れないわけですので、この遊漁についての管理の考え方は、今まで何度もお聞きしていますけれども、努力目標や紳士規定というようになくて、やはり国として今後どうするのかというのをしっかりと検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 遊漁につきましてはいかがでしょうか。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長でございます。大森委員、ご指摘ありがとうございます。

クロマグロの遊漁の取り組みにつきましては、お手元の資料にもお示ししておりますが、先ほど岩本室長のほうからお話しした資料3-6の中で、34ページをご覧ください。

34ページの上のスライドですけれども、基本的には漁業者の管理に歩調を合わせて実施してくださいということを、国と都道府県のほうで協力して遊漁者に対して周知してございます。具体的に、規制の面ではTAC法、TAC法の中で沿岸漁業者等が採捕停止命令等が出された場合には、遊漁者に対しても同様に命令、あるいは指導勧告等を出せるということにはなっております。

ただ、大森委員ご指摘の今年、最近になっていろいろと遊漁者のクロマグロの釣りが目立つということについては、採捕停止命令とかそういう段階ではなくて、その前の漁業者が我が国の割当を守るために我慢しているところで釣りをするというのが非常に心情的におもしろくないといいたいまいしょうか、そういう状況が目立ってきているということだろうと、関係県のほうからはそのように聞いております。

このようなTAC法に基づく命令、あるいは勧告、ここに至る前の漁業者が我慢している段階において、遊漁者に対してどういった歩調を合わせた取り組みができるか等々につきましても、問題となっている県ともしっかり話し合いをして、どういった取り組みができるかということについて、しっかり検討して対応してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

倉委員。

○倉特別委員 漁業についてはいろいろと漁獲について報告せいでなんなのということで、私たちも日報を提出しているわけなんですけど、遊漁については今おっしゃったような、そういうつもりで行われているのかもわかりませんが、まだまだ実態が把握されていない、実情がわかっていないという、そういう状況ではないかなと思っています。

したがって、実情が把握されていないから、何が問題なのか、どこに課題があるのか、そういったことが浮かび上がってこない。

遊漁の実態をしっかりと調べていただいて、そこから出てくる問題について対応していただきたいなという、まさにそういうことについては非常に強く思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○山川分科会長 はい。

では、よろしく申し上げます。

○沿岸・遊漁室長 倉委員、大変重要なご指摘だと思います。

やはり遊漁の実態、これがなかなかクロマグロについては都道府県を通じて、遊漁船については把握はしておりますけれども、それ以外にプレジャーボートとかございますので、こういったところの現状等、しっかり水産庁といたしましても把握した上で、何が問題点なのか、その問題をクリアするためにはどうすればいいかということについては、課題だと認識しておりますので、今後その点についてもしっかり把握してまいりたいと思います。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

ほかに。

田中委員。

○田中委員 遊漁の問題なんですけれども、これ条約上は我が国国民に対して全員枠がかかるんですね。ということは、とった分は枠にカウントしなければならないと、調

査しなければならないと、それは国の責務だと思うんですね。ですから、もう放っておける段階ではないというか、にきていると思うんですよ。日本海・九州西広域漁業調整委員会でも本当に耳を疑うような発言が出てきて、議事録に残していいものかどうかというのが出てくるんですよ。そんなこと、こんな場で言ってくれるなみたいな。そういう状況なので、もう避けて通れない状況ではないかと思しますので、よろしくご対応をお願いしたいと思います。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、ほかにご発言がなければ、諮問第322号についてはW C P F C年次会合で北小委員会の合意事項が決定されなかった場合、そういうことはないように頑張っていたかどうかということですが、もし万一そういうふうになった場合には、第5管理期間の計画と同様となることをご了解の上で、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいかということと、それからまたあわせましてこの計画変更に伴う採捕停止に係る省令の改正、それから第5管理期間以降のクロマグロの漁獲可能量の配分の考え方についての一部改正につきましても承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、続きまして諮問第323号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討(平成31年漁期(第5管理期間)のくろまぐろの漁獲可能量の設定等)等についてです。

事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資料4-1をごらんください。

この資料の別紙としまして、基本計画の変更案を新旧対照表で示してございます。また、資料4-2は変更箇所を反映した基本計画となっております。

諮問文につきましては、本日施行となりましたので、日付は12月4日で諮問文を朗読させていただきます。

元水管第1617号。令和元年12月4日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検

討等について（諮問第323号）。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定めるくろまぐろについて（公表 平成30年12月27日。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、あわせて貴審議会の意見を求める。

内容につきましては、資料3-6、14ページからご説明させていただきたいと思えます。

第5管理期間の国内の管理についてでございます。

ご説明する内容は、融通の実施要領の一部改正、都道府県及び大臣管理漁業間の配分の融通の結果、瀬戸内海臨海県に対する混獲管理のための数量の追加配分といった内容でございます。

初めに、融通の実施要領の一部改正についてご説明をさせていただきます。

14ページの下段のスライドをごらんください。

融通につきましては、我が国の漁獲上限を遵守しながら、都道府県等への配分量をできる限り有効に活用することを目的に開始された制度でございます。

これまで融通に応じる都道府県または大臣管理漁業の配分量の間でのみ認められてきましたが、要望される数量と応じることが可能な数量に乖離が生じまして、要望を十分に満たすことができない状況が続いております。

第7回くろまぐろ部会におきましては、国の留保する数量を融通に用いることについて了承をいただいていることから、融通の実施要領の一部改正を行いたいと考えてございます。

改正の内容は、その下にあります赤字の部分でございますけれども、赤字の2行目、国が留保する数量と都道府県等の配分量との間で数量の交換を行うことができることとする。こういった規定を追加で盛り込んでございます。

その資料につきましては、資料4-3となっております。実施要領の変更案を新旧対照表で示してございます。

また、資料4-4につきましては変更箇所を反映した実施要領となっております。
ご確認いただきたいと思います。

続きまして、資料15ページの上段のスライドでございます。第5管理期間で実施した配分量の融通についてご説明をさせていただきます。

11月7日付で融通を実施してございます。内容としましては、小型魚と大型魚の融通が行われておりまして、青森県、近海かつお・まぐろ漁業の小型魚の配分量を、石川、三重、兵庫、鳥取、福岡、熊本、大分の7県に配分をしまして、そこからの大型魚を青森県、近海かつお・まぐろに融通するという内容となっております。

この融通でございますが、15ページの下段のスライドにありますとおり、石川県と三重県につきましては、この融通の調整が整った数量が要望に対して約2割だったということで、ほかの県は約半分ぐらいの融通ができたんですけれども、そこができなかったという状況でございました。そのため、この要望調査以降に融通の対応が可能となりました大中型まき網漁業の小型魚の配分量、2トンでございますけれども、2トンに先ほどご説明しました国の小型魚の留保8.3トンを使いまして、両県の大型魚配分量との交換を行うというものでございます。

これによりまして、11月7日時点では50%近くに満たなかったものが、石川県、三重県も含めまして約50%を融通で対応できるという状況になってございます。

続いて、16ページでございます。

先ほどの諮問の説明の際にもご説明させていただきましたが、瀬戸内海における混獲管理のための数量配分についてでございます。資源の回復に伴いまして、これまで漁獲実績がほとんどなかった瀬戸内海において、漁獲の報告が相次いでいるということでございまして、瀬戸内海と隣接する海域に面する8県、下に記載してございます県に対しまして、混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ第5管理期間から配分することとしたいと考えてございます。この対応につきましては、10月に開催されましたくろまぐろ部会においても了承されているという状況でございます。

それで、16ページの下段が第5管理期間の漁獲の状況を、小型魚について11月19日時点の消化率等をお示ししてございます。

また、17ページの上段には同じく11月19日時点のクロマグロの大型魚の漁獲の状況をお示ししてございます。

事務局からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、特にございませんでしたら、諮問第323号については、W C P F C年次会合で繰越率17%が決定されなかった場合には、計画の繰越率を従前の5%とすることをご了解の上で、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

ここでまだ審議事項、諮問事項、それから報告事項残っておるわけですけれども、結構長丁場になりそうということですので、途中で休憩を入れるということで、10分間、何時までになりますでしょうか。

では、50分まで休憩ということで、3時50分再開ということによろしく願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 それでは、全員お集まりのようですので、議事を再開いたします。

続きまして、諮問第324号 漁業法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令等の制定について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○管理調整課長 管理調整課長でございます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。資料5-1でございます。

元水管第1087号。令和元年12月4日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

漁業法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令等の制定について（諮問第324号）。

別紙のとおり、漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号）の全部を改正する省令、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令並びに漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第3項、第57条第3項及び第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料のほうが政省令でございますので、資料、大部になってございます。5-2が漁業法の施行令でございます。5-3が指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令でございます。5-4がこの施行に伴う整備省令でございます。これが諮問の内容でございますが、この内容をまとめましたのが、その後ろを見ていただくと5-4の後に参考5-1という資料がございます。縦紙で改正漁業法に基づく政省令等について、水産庁という資料でございます。これに沿ってご説明します。

中身でございますが、様式といたしまして、明朝体、細い字の部分と、それからめくっていただくと太い字の部分と出てまいります。水産施策審議会のほうに諮問すべく定められているものについて、この太いゴシック体にさせていただいておりますが、一部だけ説明してもわかりにくいと思いますので、政省令全体の説明をさせていただいて、諮問部分はこのゴシック体の部分だということでご理解いただけたらと思います。

1 ページから説明してまいります。

1、政省令の内容でございます。

①からずっといきまして⑤までありますが、まず1つ目が資源管理関係でございます。

1つ目のポツでございますが、表の中にありますとおり、前からご説明しておりますが、今回の漁業法の改正に伴って、従来の現行の漁業法とTAC法を一本化して新漁業法といたします。それに沿って見直し後のところを見ていただくとおり、施行令、施行規則も一本化するというのが形式的な形でございます。

それから、2つ目でございますが、漁獲割当（IQ）を行うときの実施の手續、漁獲量報告の内容等を省令で定めるということございまして、基本的には手續的なところでございますが、例えばイ)のところにありますように、漁獲割当割合の有効期限は5年を原則とするということございまして、従来からご説明してご理解いただけていると思っておりますが、個別割当やるときには、年によってTACの量が変わりますので、量で割り当てるということでなくて、パーセントで割り当てるということを、漁船に対して、許可に対して行うということとしております。

例えて言うと、10隻いましたら、均等に割れば10%ずつ10隻が持っている。あるときTACが100トンであれば、その年については各船10トンずつだけれども、翌年、極端な例ですが、TACが200トンになれば各船が20トンになるということで、各船、各許可については10%という割合を持つということでございますが、それを永続的ということではなくて、5年を原則とするということ由省令で定めるということでございます。

具体的には、この後、定めてまいります水産資源の基本方針の中で、各資源ごとの管理区分の中でI Qを導入する・しないということで決めていくわけですが、その管理区分ごとに何年にこれをするというのは、それぞれごとに決めることができるということですが、省令で原則の5年を定めているということでございます。

あとは手続的な点でございます。

それから、3つ目のところですが、もう一方の大事な沿岸漁業を中心とした漁業者の実質的な管理のほうでございます。

現在、資源管理計画ということで進めてきておりますが、またいろんな形で評価・検証して高度化を図ってきているところですが、今後はそれを資源管理協定に移行していくということで、従来からご説明しているところでございまして、その際の認定の手続等を省令で定めておりますが、同様の協定の認定手続は現行のT A C法の中にもございますので、それは基本的には現行のT A C法と同様の内容を定めるということにしてございます。

次のページをごらんください。

漁業許可の関係でございます。許可体系を見直しまして、政省令を一本化して、指定漁業を定める政令とか取締り省令とかございましたが、見直し後は漁業の許可及び取締り等に関する省令ということで、一本化いたします。

その下の部分ですけれども、現行、従来からご説明しているとおり、指定漁業と特定大臣許可漁業と大臣許可、2つ分かれてございましたが、今後は大臣許可漁業ということで省令で定めるということで、一本化してまいります。一部、捕鯨とかつお・まぐろの部分については、大型・小型をまとめたり、遠洋と近海をまとめたりという形式的な変更がありますが、実質上の変更はございません。

3 ページのほうに行きまして、1つ目は今言ったようなことが書いてあります。

2つ目のポツでございますけれども、沖合底びき網漁業の定義のうちというところですが、具体的に申し上げたほうがわかりやすいと思うんですが、北海道の中で共同漁業権で桁引きで地まきのホタテをとっている漁業というのがございます。そこで、これまで小型底びきということで規定してきましたので、15トンが最大限ということだったのですが、地まきで共同漁業権の中でとるということで、ほかの漁業等の影響も資源管理上の問題もないところについては、15トンを超えて20トン未満、実際には19トンということになるかと思います。まで桁引きの船の大きさを認めるということができるとい

う規定にしております。

それから、4つ目にありますとおり、届出漁業、幾つかありますが、これは従前どおりでやっております。

また、許可の申請手続、資源管理状況の報告状況等も省令で定めていきます。

一番下のポツですけれども、許可の制限、いろんな操業区域ですとか、操業期間ですとか、所持・販売とか、これまでもいろんな規制がかかってきましたが、これは新法に基づく省令の中でも同様の内容を規定していくということでございます。

4ページ目でございます。

許可を受けるための適格性の基準。後ほどまた資料で説明してまいります。これは、これまでも許可を受ける適格性として、違反の多い者は、免許の点数制に似ているんですけれども、点数重なってしまうと適格性を失うというのが漁業に関する法令、それから労働に関する法令についてございました。

労働に関する法令の基準は現行と同様ですが、漁業に関する法令につきまして、ここにもありますとおり、罰金刑、司法処分の場合の加点を重くするとか、必要な強化を図っていくということを考えてございます。

一方、生産性の基準というのが新しく法定されましたので、法律の中ではここにありますとおり、ウ)のところですが、漁業を適確に営むに足りる生産性の有無ということの規定をしております。これは収益性の確保またはその見込みの状況により確認していこうというふうに考えてございまして、これは通知でございまして、具体的には毎年財務諸表を提出していただくことで確認していこうと思っておりますし、またこれが赤字だからすぐに許可がなくなるということではなくて、芳しくないような場合にあって、まずは勧告を行って、それに従っていただければいいんですが、そうでない場合には許可の取り消しも行うことができるということとしておりますし、またその下の米印にもつけてありますとおり、昨今のイカやサンマの不漁なんかにも代表されますけれども、それに加えて事故とか、資源管理のために休漁しているような場合、漁業者の責めに帰すべきでないというときには、それは当然ながら考慮されて取り消しになるようなことにはなっていないということで考えてございます。

③海面利用関係でございまして、これは漁業権の関係でございまして。漁業権、免許するための海区漁場計画の手続ですとか、漁業権を受けた場合の資源管理の状況の報告ですとかについて、省令で手続的なもの、中身的なものを定めてまいります。

次の5ページのほうですけれども、米印に書いたとおり、こういうような漁業権の運用については、いろいろ法の国会審議、それからその後も含めていろいろ不安の声もございましたので、そういうことについてはしっかり整理した上で、海面利用制度等に対するガイドラインということで、技術的助言を都道府県のほうにしっかり示していきたいと思っておりますし、それについては都道府県とも何度にもわたって会議を重ねているところでございますし、また沿岸漁業の皆さんには説明をしてきているところでございます。

④協同組合関係ですが、水協法についてもあわせて改正ということでございますので、会計監査人監査の対象とか、それから米印にありますとおり、販売向けの実践的な能力を有する理事というのも法定されたので、それについての運用等を省令で定めてまいります。

それから、内容的に最後、⑤でございますが、その他（海区漁業調整委員会、密漁対策）でございますけれども、海区漁業調整委員会、前からご説明しているとおり、従来の公選制から、今度は知事選任の上で議会承認を得た上での知事選任という手続に変わってまいりますので、そこを恣意的な運用がなされない、客観的・透明的案選出がなされるということで、手続的なところを定めてまいりますし、これについてもあわせて先ほどのガイドラインの中で規定してきているところでございます。

もう一点、罰則強化、6ページでございますが、いわゆる密漁罪、アワビ、ナマコというご説明をいたしました。それについての手続等を定めようということでございます。

まずは、対象生物として、アワビ、ナマコに加えてシラスウナギ、ここではウナギの稚魚13センチ以下と書いてございますが、この3種類を密漁罪、いわゆる3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金の対象にするということで、省令で定めようとしております。ただし、シラスウナギにつきましては、各県でいろんな準備というか、適用までの用意が必要だということを、都道府県との会議の中でも出てきておまして、施行日から3年の猶予期間を設定するということとしてございます。

2番、政省令との今後のスケジュールでございますが、現在この政省令についてはパブリックコメント中でございます。年内に公布発出を予定しておりますが、施行日につきましては今後都道府県において、都道府県漁業調整規則等を制定を行う必要があります。その準備状況を踏まえつつ、なるべく早い段階で施行できるよう、決定していき

たいというふうに思っています。

デッドエンドは2018年12月14日が法律の公布でしたので、それから2年以内、ですから2020年の12月14日より前ということでございます。

7ページは今申し上げたような話を含めて、政令、省令等の全体像、それから発出のタイミング等を整理した主要事項の表ということになります。

説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いたします。

高橋委員。

○高橋特別委員 2点ほどございます。

1点目ですけれども、I Qの有効期間5年間で、船の隻数に変化がなければ同じような割合でいくのですが、例えば廃業とか、海難事故等々があつて、船が減った場合、これはこの下にあるウ)の項目にありますけれども、この移転を認めるという、柔軟性のあることなのか、教えていただきたい。

それから、3ページ目の上から2行目、沖底の話が、定義がありますけれども、説明では現行15トンの沖合底引き船から19トンまで認めるという説明でございましたけれども、ここに記載をされているのは、総トン数20トン以上ということになっています。どちらが本当なんでしょうか。

○山川分科会長 お願いします。

○管理調整課長 ありがとうございます。

1点目は、基本的な考え方はおっしゃるとおりでございまして、割合の移転というのは船舶の移転、承継とか受けたときには当然ながら一緒に動くというのが原則でございます。それ以外についても、相続の場合ですとか、いろんな場合がありますので、これまで許可の承継等で認められていたような場合については省令で定めているということでございます。

また、廃業とかそういうような場合には、通常はその漁業が承継されていくので、割合も新しい人に廃業した人たちが出ても向けられていくということで、トータル100%というのは変わらないんだと思っておりますが、また単に廃業してしまって減っていくと、例えばさっきの例でいうと、1隻やめてしまうと合計が90%ということにな

っていきますので、またそういうことが生じた場合には原則はそうしておりますが、また状況に応じて見直しをするということも含めて、運用の中でいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

それから、沖底のほう、これすみません、資料というか、法律的に厳密に書くとそうになってしまうので、これ裏返して呼んでください。小底が15トン未満というのがご存じだと思いますが、小底のほうが20トン未満というふうに制度を変えるので、沖合底びきのほうから見ると20トン以上以下はいいよ。実際に起きることはそういうことです。

これまで14.9トンとかで行われていた貝の桁引きが19トンで行えるようになるという制度改正だというふうに理解してございます。ミシン目がそこだけ動くことができるということで、それはホタテガイをとることを目的とする場合に限定しているということでございます。

○高橋特別委員　じゃ、わかりました。この小底からトン数オーバーは20トン未満というところで確認をさせていただきました。

それから、じゃIQの5年は自己破産以外は継承できると、こういうことでよろしいんですか。

○管理調整課長　はい。

○高橋特別委員　わかりました。

○山川分科会長　ほかにごございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員　これはお願いというかなんですけれども、審議事項ではないんですけれども、4ページから5ページにかけて沿岸の漁場管理について、活動報告することになっているんですが、これはなかなか末端の単協で詳しい報告を書くのは大変だと思うんですね。ですから、改良普及員等をこの中身について詳しく説明して、また指導していただくことが不可欠ではないかと思うので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○管理調整課長　はい、ありがとうございます。

この機会ですでお話をしていくと、今回の法改正に伴って、これまで法では義務づけられていなかった漁獲成績報告が、知事管理、知事許可漁業にも義務づけられるというのと、漁業権についても適切かつ有効なのは継続という考え方がありますので、それを確認するためのものとして、資源管理の状況等の報告をしていただくという、これまで行ってきたところはいいんですけれども、実際にはふえる仕事というのが出てまいり

ます。それは都道府県からも、漁協のほうからも、いろいろご意見がありますので、実際やっていただければならないというのは事実なんですけれども、そのためになるべくそれに無駄な労力をかけない、省力化するとか、今、田中委員が言われたように、改良普及員とか、都道府県のほうでお手伝いできることはするとかいうのも含めて、どんな方策があるのかというのを実際現場の話としてよくよく相談しながらやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

船本委員。

○船本特別委員 すみません、さっきの4ページの許可を受けるための資格の基準のところですけども、漁業に関する法律違反とか当然触れる場合が、こういうこと、4回で許可取り消しを3回にするとか、そういうことだと思えるんですけども、船舶ですので、運輸省、国土交通省の関係の船の規格のほうがありますよね。船舶は船舶法というんだか、あっちのほうも関係してくるんですか。

○管理調整課長 船舶法関係は漁業に関する法令には含まれない。

○船本特別委員 含まれない。

○管理調整課長 はい、含まれないです。

○船本特別委員 じゃ……

○管理調整課長 何をやってもいいということじゃないです。適正にやってほしいんですけれども。

○船本特別委員 具体的に船舶安全上、例えばアンカーを2個積んでおかなきゃいけないのを1個だったとか、そういうことはいいわけ。いいわけというか、それは関係ないわけですね。その……

○管理調整課長 労働安全のほうは、労働に関する法令のほうでももちろんしっかりやっていただきたい。

○船本特別委員 けども、船舶のあれは厚生労働省さんの関係の法律ですよ。あっちのほうはここには含まれない。入っている。含まれるということ。

○管理調整課長 基本的に安全関係というのは労働関係に含まれるという理解をお願いします。

○船本特別委員 船舶法、船舶の安全基準……

○管理調整課長 はい、安全基準ですね。

○船本特別委員 もこの中に入っていると。

○管理調整課長 はい。

○船本特別委員 労働に関する法で入っているということ。はい、わかりました。当然そうなんですけれども、この中に違反とか……

○増殖推進部長 適格性の審査の事項には入っている。現行法も同じです。今もあります。

○船本特別委員 入っているということで、はい、わかりました。

○管理調整課長 労働に関する法令遵守の関係は、対象法も含めて現行と変わらないという理解でお願いしたいと思います。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、ほかにご発言がなければ、諮問第324号については原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特にご異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問事項について確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

元水審第23号。令和元年12月4日。

農林水産大臣、江藤拓殿。

水産政策審議会会長、山川卓。

令和元年12月4日に開催された水産政策審議会第98回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記。

諮問第321号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について。

諮問第322号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について。

諮問第323号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について。

諮問第324号、漁業法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を

改正する省令等の制定について。

それでは、この答申書を黒萩増殖推進部長にお渡しいたします。

(分科会長から黒萩増殖推進部長に答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして審議事項に入ります。まず、我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正についてを事務局から説明よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理指針の改正についてご説明させていただきます。

資料6をごらんください。

今回の主な改正点につきましては、令和元年度の資源評価結果や、平成29年の漁業・養殖業生産統計年報の公表に伴いまして、資源評価や漁獲情報などの記載内容や図表の更新をしております。また、そのほか資源管理措置の記載内容を最新の情報に更新しております。字句または文言の整理も行っております。

主なものとしましては、サンマのところでもご説明しましたけれども、北太平洋漁業委員会（N P F C）で合意されたサンマの漁獲上限の設定等の保存管理措置を反映しております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等、よろしく願いいたします。

特にございませんでしょうか。

では、特にございませんですようですので、資源管理指針の一部改正については原案のとおり決定するという事よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして報告事項に入ります。

事務局から報告事項が3件あるということです。

まず、指定漁業の許可及び起業の認可の状況について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○企画課長 企画課長でございます。座ってご説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては、資料7をごらんください。指定漁業の許可及び起業の認可の状況についてという資料でございます。

本報告につきましては、漁業法64条の規定に基づきまして、農林水産大臣は毎年少な

くとも1回、水産政策審議会に、指定漁業の許可及び認可の状況を報告するものとする
とされておりまして、これに基づくご報告となります。

表紙を1つめくっていただきまして、1ページでございますけれども、ここには沖合
底引き網漁業等、指定漁業12種類につきまして、許可期間と、本年10月1日と昨年10月
1日時点の許認可隻数を記載してございます。

本年10月1日現在の許認可隻数につきましては、一番下の欄にございますけれども、
1,270隻、昨年が1,328隻でございますので、昨年から58隻減少しているという状況でご
ざいます。

さらに資料を1枚おめくりいただきまして、2ページから4ページまでは漁業種類ご
とにトン数階層別の許認可隻数を整理しておりますので、後ほどご参照いただければと
思います。

最後に、5ページとなりますけれども、平成29年と平成30年の漁業種類ごとの漁獲量
を示してございます。平成30年の指定漁業による漁獲量につきましては、概算値で147
万1,000トンと、欄の下にありますけれども、前年と比較して4万7,000トンの減少とな
ってございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いい
たします。

田中委員。

○田中委員 簡単な質問なんですけれども、これは多分、減った数とふえた数の差し引
きが出ているんだと思うんですけれども、新規の起業というのはこの中に何隻ぐらい、
何形態というか、何許可ぐらいあるんでしょうか。

○企画課長 平成30年と令和元年の増減の比較で言いますと、ふえているのは母船式捕
鯨業が、商業捕鯨を再開したということで4つふえていて、それ以外は減少で、差し引
き58減少ということになります。

○田中委員 ということは、捕鯨以外は新たな起業ということはないということですね。

○企画課長 30年から令和元年にかけてはそういうことです。

○田中委員 わかりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、次の事項に移りたいと思います。

漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○管理調整課長 よろしく申し上げます。

資料8をごらんください。従来から構造改革事業をやった場合は、実績を報告して、本許可に向けてということでやってございます。1ページ目、ご存じのとおり、操業の合理化のためのミニ船団化と言っておりますが、隻数を5隻体制からの隻数を変更するようなイメージで書いてございます。こういう取り組みは重要だと思っております、今後とも法改正もございますが、それより前から若い人に漁業を魅力的な漁業にしていこうというのは、沖合だけでなく沿岸も含めて重要なことですので、各地でいろんな取り組みを行っていきいたいというふうに思っています。

2ページをごらんください。

実証事業後の本許可でございまして、試験操業の取り組みは海区ごとに実施していますので、沿岸漁業にも十分配慮しながらやっています。なので、ある海区での実証結果をほかの海区に単に適用するのではなく、それぞれの海区における取り組み状況を踏まえて、海区ごとに本許可するということが、許可の取り扱い方針も下のようになっているということでございます。漁獲量が増大しないと認められるということでございます。

3ページ目から結果でございまして、これは第八十一共徳丸の状況でございまして、北部太平洋でサバ、イワシ等を対象とした操業を行っております、3隻から2隻体制への転換を行ったということでございます。

下の表、ほかの船団と比較したものでございまして、実証前に比べまして87、85ということで、従来型の船団に比べて漁獲能力は増大していない、資源管理上問題ないということが確認されたということでございます。

もう一カ統、次の4ページでございまして、これは成田不動丸でございまして、これは茨城県を根拠地とするものでございまして、80トンの3隻から270トンの2隻体制、乗組員数も減らしたということでございます。これも同様に、同一海区で操業する他船団との比較でございまして、他船団が69になっている中、成田不動丸は68ということでございまして、漁獲能力は増大しておらず、資源管理上問題ないというふうに認められるというふうに考えてございます。

当該2船団は、先ほど申しました、許可取り扱い方針に照らして問題はないものと認められることから、試験操業終了後、本許可を行っていくということにしてございます。今後とも透明性ある、このような形でご説明しながら、沿岸漁業にも十分配慮しながら実施していくということで考えてございます。

くっつけております資料はこれまでの事例でございます。追加で頑張るについての資料も1枚紙でつけさせていただいてございます。あわせて、もうかると頑張るのこれまでの事例の一覧ということ、ご理解いただけたらと思います。

報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願いたします。

特にないようですので、ご発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。

水産政策の改革について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○管理調整課長 引き続きよろしくお願いたします。

資料9をお願いいたします。字が細かいところ、また恐縮でございますが、改正法のもとでの資源管理、沿岸においてどう進めていくかということの考え方について、この場をかりてご説明させていただきたいと思います。

資料1 ページの下のところでございますが、現状おわかりいただけていると思いますが、経営体数でいきますと、左下の円グラフ、4分の3が沿岸漁業の形態、それから従事者でいっても右の円グラフでございますが、過半数が沿岸漁業の形態ということになってございます。

次のページ、お願いいたします。

スライド番号2番のところでございますが、そういう中で生産量、生産額でいきますと、生産量は全体の2割、生産額では25%、4分の1を占めるということでございます。多種多様な水産物を漁獲しているということでございますが、一方で下の表を見ていただくとわかるんですが、赤く囲んであるところが量と金額におけるTACの対象となっていない保守の割合ということになっています。沿岸を囲んでおりますが、沿岸でいうと、TACの対象となっていない魚種が量で6割、金額でいうと8割を占めているということでございます。こういう多種多様な水産物をとっているという沿岸漁業について、どういう資源管理を進めていくかということが大事だということでございます。

下のスライド番号3番でございますが、これご存じのところだと思いますけれども、沿岸、沖合、合わせた我が国周辺の漁獲量、マイワシのピークがあったとしても、昭和53年のピークからすると半分以下の243万トンに近年では減ってきてしまっているということでございます、しっかりした資源管理が求められているということでございます。

4ページ、5ページ目は、これまでもご説明してございます数量管理、資源管理目標の考え方でございます。スライド4番のところは、現状は安定した生産が見込めるB limitより上というところを目指してTAC管理しておりますが、今後は新しい制度に基づいてMSY水準を資源管理基準値として、そこを目指して管理を行うという、下のラインだけではなくて、上の目指すラインも加えてやっていく。そのMSYの水準というのの考え方が5ページにございますが、基本は資源量がふえればふえるほど回復する量がふえるんですけども、餌関係、海の環境関係の限度もありまして、魚についてはある一定レベルの資源量を超えると回復量が減るという特性がございます、その最大のレベルをMSYとなっております。

これは古典的な考え方だという考え方もありますが、上の囲みの4つ目にもありますとおり、生存率、成長速度、海洋環境の変化、いろいろ違うじゃないかということなんですけれども、最近、近年、新たな統計手法、コンピューター技術の発展等により、物すごくたくさんの、1万回等のシミュレーションをかけてMSYを算出するということができるようになってきたということでございます。欧米では実際にも適用されているということでございます。

それを踏まえて、そういう計算をした上で、次のスライド番号6でございますけれども、国際的に遜色のない資源管理を実施していくということございまして、現在の左にあるような高位、中位、低位ということだけでなく、MSY水準の資源量、それからMSY水準の漁獲の強さ。きょうもサンマのところの話でありましたが、資源の水準というのと漁獲の強さというのは別の要因でございます。これで見ただくと、赤いところというのは資源が目指すべき水準より少ないのに、漁獲が強過ぎるというのが赤いところ、どっちともよくないというのが赤いところですね。

逆に言うと、青いところは資源水準はMSY水準を超えているし、漁獲の強さ、漁獲圧力、縦軸についてもMSY水準より低いと。ですから、健全な状態であるというのを一目でわかるような、神戸チャートと言っておりますが、こういう図も示して、わかりやすく説明していきたいということでございます。

7ページでございますが、資源評価の対象魚種を拡大していこうということで考えてございます。現行、下の点線の囲みでございますが、50種を平成30年度は対象として資源評価を行ってきたわけですが、その下の表にありますとおり、元年度につきましてはここに挙げられている17種を加えて67種。それから、令和2年度、3年度につきましては、県とも今、情報交換しながら決めていこうということでございますが、2年度に50種、3年度に80種を追加して、順に67から120、200種程度まで対象の種を拡大していこうということで考えてございます。

次のページでございますが、そういう中でやはり重要となるのは漁獲情報の収集でございます。漁獲量と漁獲の強さというのが非常に重要な話なので、先ほどもお話ししましたが、沿岸の知事許可漁業についても漁獲報告をお願いして、幅広いデータを集めていくということが必要だと思っています。

また、大臣管理についても漁獲成績報告を出していただいて、資源管理の非常な基礎データとなっておるわけですが、今後いろいろスマート水産業というような予算ですとか、いろんなICTの技術なんかもありますので、漁業者、それから漁船のほうに負担をかけずにデータを集められるという方策というのでも取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

その中で、あと9ページのところですが、今後沿岸のTAC管理をどうしていくかということでございます。結論を先に申し上げますと、後ほど出てまいります、沿岸についてはTAC管理というのはこれまでも取り組んできているところがあるから、そこはしっかりやっていただくというのもあるんですが、一方で先ほどもご説明した、新たな法律の中でも出てきます現在の沿岸の自主管理、今の資源管理計画ですが、それを協定に移行しながら、しっかり位置づけていくという、TAC数量管理と自主管理の強化、その2つを組み合わせ、沿岸の資源管理はしっかり強化していきたいという考え方でございます。

現行、9ページのここにもありますが、従来多種多様な漁業が多種多様な漁業者により営まれているということでございまして、その資源に対する影響が比較的少ない都道府県につきましては、努力量を増加させないということを前提に、若干という数値を表示しない管理の仕方をやってきました。

また、新たな資源管理システムにおいても、引き続き実行上の柔軟性を確保していくことが必要だというふうに思っております。現在の若干の要件については、9の下のと

ころの青囲みのところに書いてあります。先ほども今のTACの運用の中でお話したところでございますが、100トン以上とか、平均値に満たないとかいう考え方でやってきております。それを今後の考え方ですが、10ページ、スライドの10番をごらんください。

漁獲量が少ない都道府県全体として、おおむね上位80%に含まれない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、細かいところ、例えば1%のところは倍とったところで1%ふえるだけという話でございますので、①、②のとおり、まずは数量を明示せず、現行水準として表示して、ただ目安として数量は示したいと思っています。それを隻数や操業日数等の漁獲努力量を通じて管理する。数量管理を行うことはもちろん可能ですけれども、そういうことができるようにしたいと。

②ですが、その漁獲努力量が守られている限りにおいては、目安数量を超えても採捕停止命令は発出しません。これは法制度上もそうなっています。ただ程度問題ですので、目安量を大幅に超えるような場合には指導等は当然行うことになろうかと思っております。

一方で、2つ目の黒丸でございますが、数量が明示された8割のほうの都道府県については、上限を超えるおそれが多い場合には、助言、指導、勧告、これは法定されておりますので、採捕を抑制して、上限を超えた場合には採捕停止命令を発出するというような法制度でございます。

ただ、都道府県によって現状でもかなり相当でこぼこがあるというところがありますので、資源の来遊状況がかなりでこぼこがあるということです。今日も審議いただきましたが、留保枠からの追加配分、それから配分数量の都道府県間等の融通での柔軟な運用を、この8割の部分についても図ることによって、全体として数量超過のリスクは低減していきたいというふうに考えてございます。

下にTAC10万トンを配分する際のイメージということで、大臣許可漁業、数量明示権、それから現行水準権と、留保が国2万トンというような例を示してございます。

柔軟な運用については、今申し上げたようなことが四角の中に書いてございます。

数量はこういう形で、柔軟性を確保しながら、ただ全体としては超えないように、大きいところはしっかりやっていただくということで考えたいというふうに思っております。

また、11のところでございますが、先ほど申し上げた自主的な資源管理の充実という

ことをごさいます。資源評価対象魚種を200に増やすべくやっていくということをごさいます。一方、日本の沿岸漁業も含めて、漁業の対象となっている魚種というのは600とも1,000とも言われているところをごさいます。全てを資源評価でカバーするというのもまた合理的でない部分もあります。ただ、一方で資源評価対象種をふやしていくことで、これまでやっている自主的管理について、さらに科学的な裏づけという意味でのお手伝いができる部分も出てこようというふうに思っております。

このため、上の囲みの丸の2つ目をごさいます。自主的な資源管理を引き続き行うということですが、①非TAC魚種についてもデータの報告、それから県水試などが行う資源調査を含めて、利用可能な最善の科学情報を用いた上で目標を設定していくと。

それから、②をごさいます。その達成に向けて資源管理協定を策定して、効果的な取り組みを実践していく。現行では書いてあるとおり、資源管理計画は2,041ごさいます。

また、③をごさいます。資源管理の状況、評価・検証を定期的に行いまして、これにより管理措置をより効果的なものにバージョンアップしていくと。それから検証結果は公表、透明性の確保を図るといようなことが、いろんな意味で大事なことだと思っております。高度化以降のイメージについて、下に書いてありますが、TAC魚種、非TAC魚種についてもそれぞれできることをしっかりやっていくし、科学的な裏づけを加えていこうという考え方でごさいます。

それをまとめましたのが12ページをごさいます。従来から資源管理の流れを説明してまいりました。前はTAC魚種、特定水産資源の場合ということを書いておりましたが、変わっているのは右下のところをごさいます。先ほど申し上げたとおり、沿岸の資源管理については関係者の意見を聞きながら、TAC、IQというのととも、今申し上げたような自主的な資源管理の高度化というのを両輪として進めていきたいというふうに考えてごさいます。

それから、13ページ、14ページのところは、新法に基づきまして水産資源ごとに資源管理基本方針を策定していきます。その項目の中でどういうことを書くようになっているのかという項目について例示させていただいております。

15ページについては、水産資源研究センター構想ということをごさいます。水研センターのほうで調査、評価、情報提供、それから第三者のレビューにより評価の客観性

を確保するという体制を今案として検討されているということでございます。今の資源管理の裏づけとなる重要な仕組みだと思っております。

それ以降、先ほど申し上げましたスマート水産業、ITの活用ですとか、資源管理を支援するための予算事業等のPR版を17ページ以降つけてございます。

ご報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

川辺委員。

○川辺委員 ご説明ありがとうございます。

沿岸資源管理をこのようにできると素晴らしいなと思いつつも、ちょっと疑問に思っていることがあります。このようなTAC管理、あるいは資源管理を進めていくことは、漁獲の安定が一つの目標であろうと思います。けれども、例えば現在、去年までとれていた魚が急にとれなくなったとか、ここ数年とれなくなってしまったとかいうようなお話があるわけです。そういう課題にどれくらい応えるものなのかなと、疑問に思っております。そのあたりについてお答えいただけるとありがたいです。

○管理調整課長 ありがとうございます。

非常に難しい点でございます。今もいろんな資源評価やっている中で、研究者の方に説明いただき、漁業者の方と意見交換、TAC対象種なんかもやっていますけれども、そういうような変化、ちゃんと反映されているのかみたいな話はよく出てくる話なんです。

大きな気候変動というか、最近台風とかも含めてちょっと変だよねというようなのがどのくらい反映されるのかというのは、研究者のほうに言わせると資源評価というのは確率論で計算していくので、その確率の中に評価が入っていますというような考え方もあります。

一方で、水温の大きな変化、気候変動みたいな話についての研究も水研機構も手がけているというふうに聞いていますので、個別の資源の評価の部分と、それからそういう大きな気候変動の影響というのを組み合わせて、どんどん科学的知見を高めていくしかないということだと思いますが、改めて私も実感しているんですけれども、資源評価、資源管理の計算というか考え方、確率なんですよ。

ですから、よく申し上げるんですが、さいころ10回振って、100回振って、平均の目みたいな話ですから、次に1が出るか6が出るかということ占っているのとは少し違うものですから、来年どうなるというのが長い目で見てだんだん平準化されるんですけどもというところが、私も漁業者の皆さんにどう説明していいのかが難しいところがあるなということも考えていまして、田中先生のお力をかりながらやっていかないとけないのかなと思っています。

天気予報とはまた違うんですけども、そういう当たる当たらない的のところと、その信用をどうしっかり確保していくのかというのが難しいところだと思います。引き続き頑張っていきたいと思っています。

○山川分科会長 川辺委員、よろしいですか。

川辺委員。

○川辺委員 資源管理が確率論ということですが、それが外れているときにも漁業者さんたちが漁業を続けていけるような、手当てというものもまた必要であろうと思っております。

科学的な資源管理というのと同時に、社会的な対策というものもまた資源管理の両輪として必要なのではないかとに思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 これはご意見として承ったということによろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

倉委員。

○倉特別委員 先輩の漁業者、漁師から、最近こんなことをよく聞きます。何月になると何がとれた、何がやってきた、でも今は昔からの常識といいますか、そういうことが通用しなくなった海になってしまったのかなと。

この間も会議で、例年でしたら何月になると何が南下してきて、それをとることができたんだけど、なかなか下がってきてくれない。時期的におくれているだけなら、これは安心できるんだけど、このまま下がってこないのかもわからないと。これはやっぱり環境、水温が高くなっているとか、そういう話だと思うんですね。

そうすると、私たちが頑張っている、TACだの、TAEだの、そういうことに頑張っても、なかなかその成果が見えてこない、そういう現実が近づいているのではないかなと。そんなことがあってはいかんのですけどね。そういう考え方もできると思うんです。

先般、各国の首脳が集まっているところで、16歳でしたか、彼女が何かすごい意見を吐かれたようなんですけれども、ああいうことも真摯に受けとめて海というものを考えていけないといけない時代に来ているのではないかなと、そういうことを強く思います。

だから、T A CやT A Eを否定するわけではないんですけれども、そういうことだけをやっている、もとの海には戻ってこないのかなという気がします。そういうことです。

○山川分科会長 貴重なご意見ありがとうございます。

では、高橋委員。

○高橋特別委員 今の倉委員の意見に全く同感です。気候変動とか、そういうことを全く吟味をしているのかわかりませんが、その中でT A Cの設定調査、これにはいろいろ問題があるのではないかと思います。

今回ここの15のところ、沿岸のもので、なるほどなと思って見ていました。ただし書きは沿岸における資源管理ということはこういうことなんだということで見えていました。突如として水産資源研究センターの構想があり、よくよく見ると、これは沿岸だけの話ではない。全て漁業に通じる、全ての漁業にということでしょう。なぜ表が沿岸の資源管理になっているのか。本来であれば、別のところで論議すればいいのではないかと思います。こういうのをずっと入れてくるのですね。あつという間に通して、それで成立しました。私ちょっと違うんじゃないかと思います。

私はもう少し、前回言ったように、精度の高いものということで、様々な研究をしいる方いっぱいいます。気候変動なりプランクトンの広域調査ってどの様にやっているのですか。魚ですから、餌がどういうふうに分布しているのか。調査をした上で精度の高いT A Cを決めるというのであれば、それは当然納得もできるのですが、どうもそういうことではない、気候変動も全く吟味もしていない、水温も日本海、3度も4度も高くなっているという話の中で、全くこういうことを吟味してないんですね。

我々は科学者じゃありませんが、自分らで漁業に携わって、魚の習性というのはこういうものだというのは自覚して持っているはずなんで、そういうことも皆さんと情報を共有しながら、精度の高いT A Cに近づけるような努力をしていただきたい。これはなぜここに出てきたのかわかりませんので、教えてください。

○山川分科会長 では、管理調整課長、よろしくお願いします。

○管理調整課長 まず、資料の説明をします。

先ほども申し上げましたが、12ページまでが沿岸漁業の資源管理のことです。13ページは資源管理の基本方針、国、都道府県、14ページについて説明して、それ以降は関連する施策とか予算についての資料です。ご指摘のとおり、当然ながら15ページのセンター構想というのは沿岸だけではなく、日本の漁業資源全体についての研究をするというものについての資料をつけているということでご理解いただければと思います。スマート水産業もそうですし、その後の予算の関係なんかもそうです。

○漁場資源課長 この15ページの中にもありますけれども、気候変動と海況の変化とか、そこら辺も含めて、この調査の中に書いてございますけれども、海洋観測等も強化ということで、環境とこの水産資源、こちらの関係についても拡充強化をしていくということになってございますので、環境の変動による資源のまた変動、そこら辺の解明についてもこれから拡充されるということでご理解いただければと思います。

○高橋特別委員 いいですか。現在の水産研究教育機構は、もともとは水研センターと海技の学校が合併した、こういうことですよ。こういうことで設立したんでしょう。なぜわざわざまた分離をして、この水産資源研究センターというものをつくるのか。そうすると、じゃ現在の水産研究、この水産研究のほうについては、これはそれだけの役割を果たしてないという理解でよろしいんですか。今のままではなぜ問題があるのか、ちょっと教えてください。

○漁場資源課長 これは水産研究教育機構の中で評価等をしっかりと役割を果たす。例えばこの研究ネットワークの構築のフェローの活用とか、外国人の外部研究者の招聘とか、そういうところをしっかりと評価に生かして、それで評価結果を科学的にちゃんとした評価を行うということで、この水産研究教育機構の中にこういう構想があるということで、今の体制をさらにこの資源評価、調査、あるいはまた情報提供、ここの部分を強化するという内容になっております。

○高橋特別委員 そうすると、現在あるものを強化すればいいだけじゃないんですか。今これやっているんでしょう、この調査にしても、評価にしても、情報提供にしても。これやってないんですか。やっているんでしょう。

漁場資源課長 もちろんやっています。

○高橋特別委員 新たになぜつくらなければならないのか、理解できない。なぜこれが必要なんですか。

○漁場資源課長 必要性については、まさにここに書いてありますけれども、センター

の特徴のところに書いてありますけれども、海洋性体系の構造機能の状況を踏まえて、多種多様な魚種、それから業種に適した資源評価管理を我が国が世界に先駆けて実施ということで、これまでの資源評価が新たな資源評価に変わっていくわけですから、MSY水準等に基づいて資源評価するというので、こういう体制を水産研究教育機構の中に置くということで理解していただきたいと思います。

○増殖推進部長 補足します。

今でも水産研究教育機構は、資源評価を適正にやっているわけですが、さらにもっと資源研究、評価を、漁業者も含めて、みんなに信頼してもらえるように精度を高めていきたいというふうに、水研機構が自分たちでそういうふうに考えているわけです。それで、一番上に書いてあるところで太字の部分が重要なんですが、調査、評価、情報提供のあり方を刷新することによって、独立性と透明性と客観性と効率性、これを保持した資源評価をしっかりとやっていくということです。

資源評価というのは、やっぱり科学的なわけで、情報を集めるときには当然、漁業者の協力というのがなしではできないわけです。そこに外圧みたいなものが入ってはいけなくて、独立性と透明性、客観性というのが極めて重要なわけですので、そういった資源評価研究をする部分を水研機構の中に集約して置いて、そこで専門的にやってもらうという仕組みをつくるということです。新たにつくるというんじゃなくて、集約するということです。各海区水研でばらばらでやっていたやつを、特定の資源について集約して、それを情報提供する部門。要するに国民にわかりやすく、漁業者にわかりやすくそれを説明していくというような部分も強化したり、情報を収集したり、それを評価したりするという部分も、全体として一本で強化していくということです。

今もやっているから変えなくてもいいのではないということです。より独立性と透明性と客観性と効率性を持たせて、国民に信頼できる資源評価をしっかりとやっていくための仕組みをつくるということです。

○高橋特別委員 時間もありますから、話としては聞いておきます。ただ、あまりよく理解をできないような何か中身なんで、後ほどどこかの機会がありましたら、また論議をさせていただきます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

少し自主的資源管理の充実というお話のところ、ちょっと心配があって、2017年から始まった規制改革推進会議の中でも、かなりこういった部分を見て、日本の資源管理というのは結局成果をやって出ているのは40%弱しかない。かなり厳しい評価で、これは何で見たかという、じゃ実際に資源が増加したか、そのままなのか、それともまた減っちゃったかという、その本当に一つの成果だけを見て資源管理が成功したか否かを国としては判断をしたり、そういったニュースを見て、国民としてはうまくいってないんだなと思ったりするという。すごく端的なやっぱり見られ方をするように資源管理もなっているというところでは、現場のご苦労とかやはりそういった知見に基づいた、適切な自主管理というのが導入されている例もあると思うんですけども、やはりこの部分しっかりそういった規制改革委員会なんかでも言われたP D C Aを回すというように、やはり科学的、また客観的透明性を持って、どういうふうに自主的な資源管理についてもしっかり機能しているのかということ、かなり具体的に説明責任を果たしていないと、何も変わっていないというふうに受け取られる可能性というのはかなり高いと思うんですね。

そういう意味では、すごく単純な形で資源管理の評価というのがされるように世の中になっっているということを見たときに、そのあたりをぜひしっかりもんでいただいて、外から知らない人が見たときにも、ああ成功しているというふうに見られるような、そういう仕組みにしていきたいと思っております。

○山川分科会長 貴重なご意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかに。

大森委員。

○大森特別委員

先ほど倉委員、それから今、山内委員もおっしゃったように、やはり今回この沿岸でまさに9ページ、10ページ、11ページあたりが根幹なわけですけども、資源管理の評価ということで、数量が増えたか増えないかというだけじゃないということ、先ほど倉さんもおっしゃったわけですので、ここをどういうふうに国民にわかりやすく理解していただくかというのは、今回の新たな資源管理の中で、国として本当に大事なことだと思いますので、よろしく願いします。

それから、今回この沿岸の資源管理を報告いたしましたけれども、前回のときは沖合の資源管理は出したんですね。それがですから2回に分けて出すから、今さっき高橋委

員が言ったように混乱するということもありますので、分科会に今後はトータルでこういうものは出していただきたいと思います。そうしないと意見する内容の意味も不鮮明となってしまいますので。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 お疲れのところ申しわけありません。2つコメントがあります。

一つは水研の先ほどの話なんですが、私が聞いたところでは、各海区水研、ばらばらで、独立してやるよりは、全国一本化して集めてやったほうがデータ収集から解析まで効率的にできるので、そうしたいというふうに言っていたように思います。これが1点。

2点目は、川辺委員から始まり、環境に対する考慮ですよね。これ、漁業法の中でMSYも現在及び将来、合理的に予測される将来の環境に基づいてというふうになっているわけなので、そこをどう考慮するかということで、これは水研センターのほうの課題ではないかと思うんですね。ちゃんとそういうことを考慮して計算しているかどうかということが問題になるということだと思います。

環境問題を考慮すると、本当なかなか難しい、資源管理が難しく、例えば伊勢三河のイカナゴなんて、3年も禁漁しているのに全然ふえないんです。これは、じゃ資源管理やってないのかという話ですよ。やっぱりそうではないと思うし。だからやっぱり環境をちゃんと考慮しないと正しい評価もやっぱりできないわけで、そういった評価を水研センターのほうにお願いしたいということです。

以上です。

○山川分科会長 では、ご意見承ったということで、よろしく願いいたします。

ほかに。

田沼委員。

○田沼特別委員 すみません、兵庫県の田沼です。

私、鹿ノ瀬という播磨灘で大きな大きな漁場のイカナゴのすみかが兵庫県に有する組合であります。そやけど、去年、大阪湾では3日、播磨灘では2週間、漁はそれだけしかできませんでした。しかしながら、去年は漁業者としてかなりのイカナゴを残したはずやねんけど、結局7月以降、試験的に操業して、何ぼ残っているやろかなと思ってやったって、結局はやっぱり残ってない。資源管理はかなりしとるはず。

それで、鹿ノ瀬海域に関しては、前が140メートルの海やから、その冷たい水がある

から、海水自体が上がる必要がないと。ただ昔のことを思うたら、イカナゴの食べる餌がない。プランクトンがないということで、昔は丸々と太ったイカナゴが、今はマッチ棒の軸ぐらいのやつが、毛頭から夏を越すだけの体力がないと。餌が少ないということで、県の技術センターにはそこらを大分調べてくれ言うとんねんやけど、やっぱり昔のこと思うたら、やっぱり餌がないからかなり痩せてますねということで、今、兵庫県の知事が下限値の設定とか、いろいろと下水のほうで協力はいただいておりますけれども。

それって、漁業者はできるだけ努力はしとると思います。去年でも最終日で、200戻したやつ、これ以上とりよったら来年商売できへんからやめようって。そこまで腹くくって漁師は一生懸命資源管理はやっていますということで。きっちり、ほんま出たらうれしいねんけど、またよろしく願います。

○山川分科会長 どうもご紹介ありがとうございます。資源管理はきっちりやっているんだけど、突然急激に減少してしまうというような、そういうことがあるということで、非常に大きな問題だなというふうには思います。

ということで、その減少原因も含めて、しっかりと調査していただくということで、よろしく願います。

ほかにございますでしょうか。

内田委員。

○内田委員 内水面の水域では、大きな漁業というなりわいとしての大きなものはないんですが、基本的には漁獲の管理と環境の修復管理、それとあとは一匹もアユもウナギも上らない、ダムでは上れないエリアがありますので、種苗放流をうまく組み合わせて資源管理全体をやっています。

それで、例えばウナギが今減っていますが、ウナギの生息域、河口干潟から、あと内陸の部分ですね。その辺で親が育ちますが、東アジアの親の育てる器が昭和の初めから比べると今4分の1ぐらいにしかなくなってない。だから、いわゆる環境収容力全体に配慮しながらMSYを見ていかないと、やっぱりちょっと外れた値になりますので、そのところをどうぞよろしく願いたいと思います。

○山川分科会長 貴重なご意見どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

谷委員。

○谷委員 これからの改正漁業のもとでは、数量による管理を推進していくものというふうに理解をしておるんですけれども、今回資料の中で若干というところがかなりあやふやな数量の受けとめ方ということで、こうなっていると思うんです。

上位80%に含まれない、都道府県であっても、今まで数量、一応割り当てていたところは、若干とかというふうに落とさずに、しっかりとその数字はとりあえず割り当てて、きっちりとした管理の指標にしていったほうがいいのではないのかなと。

先ほどから、例えば世間に対する説明というところも明確にしていったほうがいいということであるならば、一応その数量でいうなら、割当の数量というのはなるべく残しとったほうがいいんじゃないのかなというふうにちょっと思いました。

○山川分科会長 はい、廣野管理調整課長。

○管理調整課長 誤解がないように申し上げておきたいんですけれども、ここ、例えばこのスライドの9番で、マサバ、ゴマサバ出しましたが、現行のマサバ、ゴマサバ、サバ類で、大臣管理と数量配分県、合わせてこれで8割なんです、現状で。ですから、現状の形をよりしっかりやっていくし、これまでも努力量をふやさないということで若干にしていたので、これはスライドの10のほうにも書きましたけれども、これまでの若干のところ、ただ若干というだけでしたけれども、今後は数量も目安ですが、示していきますし、そのための努力量管理もやっていただく目安になったから、やり放題とか、どれだけとってもいいんだということではないということ、よりしっかりやっていただくということで進めていきたいと考えています。

ただ、資源によって、物によって、この8割というのは多少状況によって、県ごとの状況違いますから、出っ張り、へっこみというのはあろうと思いますが、資源ごとでそこは相談しながらやっていくということになるのかなというふうに思っています。

決して現状より緩くするという事じゃなくて、むしろできるところはしっかりやっていくけれども、柔軟性は確保しながら、全体の枠はしっかり守っていくということで考えています。

よろしくをお願いします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

井本委員。

○井本特別委員 すみません、長々と。

水産政策の改革については、現場に説明を、現場の理解をというのを再三にわたって

お願いしているところなんですけれども、先日、10月21日にマサバの対馬系群に関して、新しい資源管理目標であるとか、MSYであるとかの説明を、水産庁から岩本室長及び西海区水産研究所のほうから研究者の方々に、境港のほうにご足労いただきまして、個別に説明会を開催させていただきました。そのとき、3カ所の境港の地元の参加者、100名近く集まりまして、私たちとしても関心の高さというのに驚いているところなんですけれども、そういう個別の説明会というのは他地域で開催されているということはございますでしょうか。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長でしょうか。

○資源管理推進室長 ご要望いただいて、それに対応するような形で水産庁としては説明会というような形式で説明を関係者の方々に行っている状況でございます。

○井本特別委員 じゃ、もう要望があったときだけということですよ。

○資源管理推進室長 基本にご要望いただいて、それに対応するような形をとらせていただいております。

○井本特別委員 当日、かなり多くの意見も出されまして、ただ、じゃ地元の現場の人間がみんな理解できたかという、やっぱり1回の説明では全然まだ理解不足のところがございます。

終わってからも皆さんの声として、2回目、3回目も引き続き行ってほしいということがございましたので、またこちらのほうからも改めて要望を出させていただきますが、引き続きそちらのほう、詳細な説明、現場の理解を得られるように、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

坂本委員。

○坂本委員 これ、大変説明ありがとうございました。

この資源管理に、特に沿岸における資源管理に関しましては、すごくこれ野心的な考え方だなというように私としては思っております。何でかという、やはり資源評価の対象魚種をふやしていくことであるとか、さらにまた自主的な資源管理をやっているところに、それが今までは計画であったところを、今度は協定にするんだと。協定にするという場合に、その協定、相手がいるわけで、じゃ誰に対しての協定なんだと、または協定の相手というのは要するに国が管理する、県が管理するということでの協定にな

るのかということで、そうなってくると、これある程度自主的な管理じゃなくて、もう国とか県のほうがかなり強制的な管理をしてくるような形にもなってくるんじゃないかというような、そういうおそれもあるし、最終的に資源管理をやる目的というのは、魚の値段が上がって、漁業者がもうかることだと思うんですよね。そのために何をするのかということの手段が資源管理であると。

もちろん、魚の資源管理自体は大切なことではありますけれども、我々漁業者からすると、最終的にはそれでもうかるんだというようなことにならなければ、資源管理にならないわけなんで、そここのところを、資源管理そのものが目的になってしまうような、そういう何ていうのかな、やり方っていうのを水産庁さんには何ていうのか、いけいけでやってしまわないように、その辺のところ、十分漁業者のほうと意見を聞いた上で進めていってもらいたいなというように思います。

一つすごく単純なというか、こんなこと知らないのと言われてもあれなんですけれども、国際的に遜色のない資源管理を実施していくということ、これ書いてあるわけなんですけれども、国際的にはこんな何百種類も資源評価を対象にしている国というのは、そんなにいっぱいあるんですか。ちょっとこれ1つだけ質問で、その前に言ったことは私、意見なんで、そちらのほう一つお答えいただきたいんですが。

日本ほど、これいろんな魚とっている国はないと思っているから、だからこういう資源管理をやるみたいなお考えが出てくるという部分もあると思うんで。

○山川分科会長 では、廣野管理調整課長、よろしくお願いします。

○管理調整課長 例えば、米国ではこれ、今、表が目の前にあって計算できないんですけども、400種類、EUでも200近い種類の評価をして。あとは系群でいうと、米国で473、EUで186です。正確な数字で言うと。というようなのが例としてございます。

1つ目の話もちょっと誤解があるとあれなので、言っておきますが、協定の話は、協定というのは漁業者同士の協定ということでございます。ただ、法律に基づいて、その協定自体が不当なものでないとか、法律とかにも要件書いてありますが、という要件を設けた上で都道府県なり国が認定するという形ではありますが、中身自体は国が約束させるとか、そういうことじゃなくて、漁業者同士が自分たちでこういうことをするんだというのを約束するという内容でございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、次のその他に移りたいと思います。

その他ですけれども、何かございますでしょうか。

ないようでございますので、次回会合の日程について、事務局からご案内をよろしく
お願いいたします。

○管理調整課長 長い間、お疲れさまでございました。

次回の資源管理分科会でございますが、来年、2月下旬から3月上旬を目途に開催を
お願いしたいと考えてございます。何か緊急な事態が生じて、それ以前に開催というと
きには、できるだけ早期にご連絡をいたしたいと思っております。日程につきましては、
後日、事務局から調整いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 以上で本日予定しておりました議事については、これで全て終了いた
しました。本日は非常に長時間にわたりましてご議論いただきまして、大変お疲れさま
でございました。

これもちまして、本日の資源管理分科会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。